

貿易保険の保険料率等に関する規程

平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070

株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。

I 用語の定義

この規程において使用される用語の定義は、貿易保険法（昭和25年法律第67号）及び各約款によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号のとおりとする。

- (1) 非常付保率とは、非常事由に係る付保率をいう。
- (2) 信用付保率とは、信用事由に係る付保率をいう。
- (3) 非常事由とは、次に掲げる事由をいう。
 - ① 貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001）にあつては、同約款第3条第1号のてん補危険については同約款第4条第1号から第10号までに掲げるてん補事由及び同約款第3条第2号又は第4号のてん補危険については同約款第4条第1号から第9号までに掲げるてん補事由
 - ② 貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00002）にあつては、同約款第3条第1号から第9号までに掲げるてん補事由
 - ③ 貿易代金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00003）にあつては、同約款第3条第1号に掲げるてん補事由
 - ④ 簡易通知型包括保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00006）にあつては、同約款第11条第1号のてん補危険については同約款第12条第1号から第10号までに掲げるてん補事由及び同約款第11条第2号のてん補危険については同約款第12条第1号から第9号までに掲げるてん補事由
 - ⑤ 輸出手形保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00007）にあつては、同約款第4条第1号から第4号までに掲げるてん補事由
 - ⑥ 前払輸入保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00008）にあつては、同約款第3条第1号から第8号までに掲げるてん補事由
 - ⑦ 海外投資（株式等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00009）にあつては、同約款第2条第1項第1号から第5号までに掲げるてん補事由
 - ⑧ 海外投資（不動産等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00010）にあつては、同約款第2条第1号から第4号までに掲げるてん補事由
 - ⑨ 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00011）にあつては、同約款第3条第1号から第9号までに掲げるてん補事由
 - ⑩ 海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00012）にあつては、同約款第3条第1号に掲げるてん補事由
- (4) 信用事由とは、次に掲げる事由をいう。
 - ① 貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001）にあつては、同約款第3条第1号のてん補危険については同約款第4条第11号から第13号までに掲げるてん補事由及び同約款第3条第2号又は第4号のてん補危険については同約款第4条第12号又は第14号に掲げるてん補事由
 - ② 貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00002）にあつては、同約款第3条第10号又は第11号に掲げるてん補事由
 - ③ 貿易代金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00003）にあつては、同約款第3条第10号又は第11号に掲げるてん補事由

ては、同条第3条第2号又は第3号に掲げるてん補事由

- ④ 簡易通知型包括保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00006）にあつては、同約款第11条第1号のてん補危険については同約款第12条第11号から第13号までに掲げるてん補事由及び同約款第11条第2号のてん補危険については同約款第12条第12号又は第14号に掲げるてん補事由
 - ⑤ 輸出手形保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00007）にあつては、同約款第4条第5号に掲げるてん補事由
 - ⑥ 前払輸入保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00008）にあつては、同約款第3条第9号又は第10号に掲げるてん補事由
 - ⑦ 海外投資（株式等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00009）にあつては、同約款第2条第1項第6号に掲げるてん補事由
 - ⑧ 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00011）にあつては、同約款第3条第10号又は第11号に掲げるてん補事由
 - ⑨ 海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00012）にあつては、同約款第3条第2号又は第3号に掲げるてん補事由
- (5) 2年未満案件とは、輸出契約等のうち、代金等の決済が起算点から2年未満に行われるもの（10%以内の金額をリテンションとして後払いする部分のみの決済が起算点から2年以上となるものを含む。）又は貿易代金貸付金債権等に係る契約のうち、貿易代金貸付金債権等の償還が起算点から2年未満に行われるもの（複数の者が協調して貸し付ける貿易代金貸付金債権等に係る契約で保険契約に係る貿易代金貸付金債権等が優先して償還される場合であつて、当該償還期間のみが2年未満となるものを除く。）をいう。
- (6) 2年以上案件とは、2年未満案件以外の輸出契約等若しくは貿易代金貸付金債権等に係る契約又は貿易代金の支払のための資金に充てられる借入金等に係る契約をいう。
- (7) 名簿規程とは、海外商社名簿について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00074）をいう。
- (8) 格とは、名簿規程第1条第1項に規定する海外商社名簿において、同項に規定する海外商社ごとに付された同条第2項第2号に規定する格付をいう。
- (9) I L Cとは、G S格、G A格、G E格又はS A格の銀行が発行又は確認する信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものに限る。）であつて、取り消すことができないものをいう。
- (10) 起算点とは、O E C D輸出信用アレンジメントに定める起算点をいう。ただし、スワップ取引に係る保証債務の負担に関する特約（以下、「スワップ保険特約」という。）を付して貿易代金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00003）に基づく保険契約を締結する場合にあつては、保険契約締結日又は保証責任の開始日のいずれか遅い日をいう。
- (11) 延払元本とは、O E C D輸出信用アレンジメントの輸出信用の元本をいう。
- (12) 非延払部分とは、2年以上案件の代金等の額のうち、延払元本及び当該延払元本に付随する金利の額以外の部分をいう。
- (13) 設備財等特約書とは、貿易一般保険包括保険（鉄道システム）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00022）、貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00018）又は貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00020）をいう。
- (14) 技術提供特約書とは、貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書（平成29

- 年4月1日 17 - 制度 - 00025) をいう。
- (15) 企業総合特約書とは、貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00024）をいう。
- (16) 消費財特約書とは、貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00016）をいう。
- (17) 2年未満貸付特約書とは、貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00030）をいう。
- (18) 2年以上貸付特約書とは、貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00027）をいう。
- (19) 個別保険とは、上記(13)から(18)までの特約書又は輸出保証保険包括保険特約書によらず保険契約を締結する場合をいう。

II 保険料率

[1] 貿易一般保険約款（以下[1]において「約款」という。）に係る保険料率

1 個別保険の場合の船前危険（約款第3条第1号のてん補危険をいう。以下同じ。）又は船後危険（約款第3条第2号又は第4号のてん補危険をいう。以下同じ。）のうち2年未満案件若しくは2年以上案件（非延払部分に限る。）に係る保険価額当たりの保険料率

(1) 非常事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。

$$\text{基本保険料率(\%)} = (a \times X + b) \times \text{非常付保率} \times \text{商品係数} \times c$$

① 係数 a 及び b は、下表のとおりとする。

国カテゴリー	船前危険		船後危険	
	a	b	a	b
A	0.000023	0.009	0.000149	0.003
B	0.000150	0.009	0.000765	0.003
C	0.000285	0.033	0.001515	0.010
D	0.000439	0.033	0.002283	0.010
E	0.000513	0.090	0.002910	0.030
F	0.000624	0.090	0.003431	0.030
G	0.000676	0.285	0.004515	0.093
H	0.000904	0.381	0.005987	0.124

(注) 国カテゴリーは、日本貿易保険が別に定める国カテゴリー分類による（以下この規程において同じ。）

② X は、次の期間の日数（当該日数が30日未満の場合にあっては30日）とする。

(i) 船前危険の場合は、保険契約締結日から起算した輸出、販売又は賃貸の日までの期間（以下「船積前期間」という。）

(ii) 船後危険の場合は、輸出、販売若しくは賃貸の日若しくは対価の確認日（以下「輸出等の日」という。）から決済の期限までの期間（以下「船積後期間」という。）。

③ c は次のとおりとする。

(i) 消費財特約書により保険契約を締結する輸出契約であって、当該保険の不てん補部分を対象として保険契約を締結する場合は、0.8とする。

(ii) その他の保険契約を締結する場合は、1.0とする。

(2) 信用事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。

① 船前危険

基本保険料率(%) = 0.000138 × X × 信用付保率 × 商品係数 × a

(i) Xは、船積前期間の日数（当該日数が30日未満の場合にあっては30日）とする。

(ii) aは次のとおりとする。

(イ) 消費財特約書にかかる保険契約を締結する輸出契約であって、当該保険の
不てん補部分を対象として保険契約を締結する場合は、0.8とする。

(ロ) その他の保険契約を締結する場合は、1.0とする。

② 船後危険

基本保険料率(%) = (a X + b) × 信用付保率 × 商品係数 × c × d

(i) 係数 a 及び b は、下表のとおりとする。

		a	b	調整係数
政府開発援助契約等（8(4)に規定する2年未満 案件をいう。以下同じ。）				
政府開発援助契約等以外の 輸出契約等であって、代金等 の支払人又は I L C の発行 銀行若しくは確認銀行の保 険契約締結日における格付	G S 格、G A 格、 G E 格、E E 格又 は S A 格	0.000684	0.000	0.2
	E A 格	0.001213	0.022	0.3
	E M 格又は E F 格	0.003282	0.064	0.45

(ii) Xは、次の式により算出した日数（当該日数が30日未満の場合にあっては30日とし、1日未満の端数は四捨五入する。）とする。

船積前期間（約款第3条第4号のてん補危険にあっては、保険契約締結日から起算した対価の確認日までの期間。2(2)②(iii)において同じ。）の日数 × 調整係数 + 船積後期間の日数

調整係数は、上記(i)の表のとおりとする。

(iii) cは、次のとおりとする。

(イ) 日本貿易保険が保険契約を締結した輸出契約等の相手方又は貿易代金貸付の相手方若しくは保証債務に係る主たる債務者（以下、[1]において「債務者」という。）が当該保険契約の被保険者に対して負担する債務を履行することが著しく困難である場合において、当該債務の履行の円滑化を図るために当該保険契約の被保険者と当該輸出契約等の相手方又は債務者が新たに締結した輸出契約等について、当該被保険者が日本貿易保険に保険契約の締結を求め、かつ、日本貿易保険がこれを特に必要と認めて保険契約を締結する場合は、そのてん補する危険の程度に応じて、1.5、2.0、2.5又は3.0のいずれかとする。なお、この場合、代金等の支払人の保険契約締結日における格付にかかわらず上記(i)の表のEM格又はEF格の係数を適用する。

(ロ) その他の保険契約を締結する場合は、1.0とする。

(iv) dは次のとおりとする。

(イ) 消費財特約書により保険契約を締結する輸出契約であって、当該保険の不てん補部分を対象として保険契約を締結する場合は、0.8とする。

(ロ) その他の保険契約を締結する場合は、1.0とする。

(3) 商品係数は、下表のとおりとする。

国カテゴリー	A	B	C	D	E	F	G	H
係数	3.2	3.2	3.1	3.1	3.0	3.0	2.6	2.3

2 設備財等特約書、技術提供特約書又は企業総合特約書により保険契約を締結する場合の船前危険又は船後危険のうち 2 年未満案件若しくは 2 年以上案件（非延払部分に限る。）に係る保険価額当たりの保険料率

(1) 非常事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。

① 船前危険

$$\text{基本保険料率(\%)} = (a \times X + b) \times \text{非常付保率} \div 0.8$$

② 船後危険

$$\text{基本保険料率(\%)} = (a \times X + b) \times \text{非常付保率} \div 0.975$$

③ 係数 a 及び b は、下表のとおりとする。

国カテゴリー	船前危険		船後危険	
	a	b	a	b
A	0.000014	0.006	0.000116	0.002
B	0.000096	0.006	0.000597	0.002
C	0.000182	0.021	0.001182	0.008
D	0.000281	0.021	0.001781	0.008
E	0.000328	0.058	0.002270	0.023
F	0.000399	0.058	0.002676	0.023
G	0.000433	0.182	0.003522	0.073
H	0.000578	0.244	0.004670	0.097

④ X は、上記 1 (1) ② の規定を準用する。

(2) 信用事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。

① 船前危険

$$\text{基本保険料率(\%)} = 0.00009 \times X \times \text{信用付保率} \div 0.8 \times c$$

(i) X は、船積前期間の日数（当該日数が 30 日未満の場合にあっては 30 日）とする。

(ii) c は、次のとおりとする。

(イ) 設備財等特約書又は技術提供特約書により保険契約を締結する場合は、次のとおりとする。

(a) 保険契約締結日において G S 格、G A 格、G E 格、S A 格、E E 格、E A 格、E M 格又は E F 格の者を相手方とする輸出契約等（一の契約に含まれる輸出契約、仲介貿易契約及び技術提供契約の合計金額が 500 億円を超えるものに限る。）については、その危険の程度に応じて、1.0 又は 3.0 とする。

(b) 保険契約締結日において P N 格、P U 格又は P T 格の者（海外における特定の事業の実施を目的として設立された外国法人に限る。）を相手方とする輸出契約等（一の契約に含まれる輸出契約、仲介貿易契約及び技術提供契約の合計金額が 10 億円以上のものに限り、I L C により決済されるもの及び政府開発援助契約等を除く。）の場合は、2.0 とする。

(c) その他の場合は、1.0 とする。

(ロ) 企業総合特約書により保険契約を締結する場合は、1.0 とする。

② 船後危険

$$\text{基本保険料率(\%)} = (a \times X + b) \times \text{信用付保率} \div 0.9 \times c$$

(i) 設備財等特約書又は技術提供特約書により保険契約を締結する場合の係数

a 及び b は、下表のとおりとする。

		a	b	調整係数
政府開発援助契約等				
政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払人又は I L C の発行銀行若しくは確認銀行の格付	G S 格、G A 格、G E 格、E E 格又は S A 格	0.000493	0.000	0.2
	E A 格	0.000874	0.016	0.3
	E M 格 又は E F 格	船積後期間が180日以内の場合	0.002364	0.046
船積後期間が180日を超える場合		0.007884	▲0.948	0.45

(注) 格付は、保険契約締結日における格付とする。

(ii) 企業総合特約書により保険契約を締結する場合の係数 a 及び b は、下表のとおりとする。

		a	b	調整係数
政府開発援助契約等				
政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払人又は I L C の発行銀行若しくは確認銀行の格付	G S 格、G A 格、G E 格、E E 格又は S A 格	0.000493	0.000	0.2
	E A 格	0.000874	0.016	0.3
	E M 格 又は E F 格	船積後期間が180日以内の場合	0.001182	0.023
船積後期間が180日を超える場合		0.003942	▲0.474	

(注) 格付は、企業総合特約書第 1 条に規定する特約期間の開始日又は企業総合特約書第 2 条第 1 項の規定により当該代金等の支払人が新たに登録された日のいずれか遅い日（以下「開始日等」という。）の格付とする。ただし、開始日等において当該代金等の支払人が E C 格、P N 格、P U 格若しくは P T 格の場合又は事故管理区分（名簿規程別表第 2 に該当する格付をいう。）の格付（以下この注において「E C 格等」という。）であって、E C 格等以外の格付に変更された場合にあっては、最初の変更日における格付とする。

(iii) X は、次の式により算出した日数（当該日数が 30 日未満の場合にあっては 30 日とし、1 日未満の端数は四捨五入する。）とする。

$$\text{船積前期間の日数} \times \text{調整係数} + \text{船積後期間の日数}$$

調整係数は、上記 (i) 又は (ii) の表のとおりとする。

(iv) c は、次のとおりとする。

(イ) 設備財等特約書又は技術提供特約書により保険契約を締結する場合は、次のとおりとする。

(a) 保険契約締結日において G S 格、G A 格、G E 格、S A 格、E E 格、E A 格、E M 格又は E F 格の者（次の (b) に定める者を除く。）を代金等の支払人とする輸出契約等（一の契約に含まれる輸出契約、仲介貿易契約及び技術提供契約の合計金額が 500 億円を超えるものに限る。）については、その危険の程度に応じて、1.0 又は 3.0 とする。

(b) 保険契約締結日において E M 格、E F 格、P N 格、P U 格又は P T 格の者（海外における特定の事業の実施を目的として設立された外国法人に限

る。)を代金等の支払人とする輸出契約等(一の契約に含まれる輸出契約、仲介貿易契約及び技術提供契約の合計金額が10億円以上のものに限り、ILCにより決済されるもの及び政府開発援助契約等を除く。)の場合は、2.0とする。

ただし、この場合における上記(i)の表の適用に当たっては、支払保証状又はこれに準ずる書面を取得する場合は、同表中「代金等の支払人又はILCの発行銀行若しくは確認銀行の格付」とあるのは「支払保証状又はこれに準ずる書面の発行者の格付」と読み替えるものとする。その他の場合は、EA格とする。

(c) その他の場合は、1.0とする。

(d) 企業総合特約書により保険契約を締結する場合にあっては、別表第1のとおりとする。

(h) 日本貿易保険が保険契約を締結した輸出契約等の相手方又は債務者が当該保険契約の被保険者に対して負担する債務を履行することが著しく困難である場合において、当該債務の履行の円滑化を図るために当該保険契約の被保険者と当該輸出契約等の相手方又は債務者が新たに締結した輸出契約等について、当該被保険者が日本貿易保険に保険契約の締結を求め、かつ、日本貿易保険がこれを特に必要と認めた場合は、そのてん補する危険の程度に応じて、1.5、2.0、2.5又は3.0のいずれかとする。なお、この場合、代金等の支払人の保険契約締結日における格付にかかわらず上記(i)の表のEM格又はEF格の係数を適用する。

(ニ) その他の保険契約を締結する場合は、1.0とする。

3 船後危険に係る割増・割引料率は、上記1又は2で算出した船後危険に係る基本保険料率にそれぞれ(1)及び(2)に規定する割増・割引係数を乗じて得た率を保険料率とする。

(1) 知的財産権等のライセンス契約に係る貿易一般保険の取扱い(個別保険)について(平成29年4月1日 17-制度-00013)に規定する特約を付して保険契約を締結する場合 当該保険契約で定められた保険金支払限度額の非常事由に係る保険金額の総額に対する割合(小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までを有効とする。)

(2) 貿易一般保険(外貨建対応方式)特約書(平成29年4月1日 17-制度-00059)を付して保険契約を締結する場合(2年以上案件の場合を除く。) 1.10

4 消費財特約書により保険契約を締結する場合の非常事由に係る保険価額当たりの保険料率は、次の式により算出する。

(1) 船前危険

$$\text{保険料率(\%)} = a \times \text{非常付保率} \div 0.6$$

(小数点以下第5位を四捨五入し、第4位までを有効とする。)

(2) 船後危険

$$\text{保険料率(\%)} = a \times \text{非常付保率} \div 0.6$$

(3) 係数aは、下表のとおりとする。

国カテゴリー	A	B	C	D	E	F	G	H
船前危険	0.0030	0.0053	0.0149	0.0176	0.0362	0.0382	0.0977	0.1306
船後危険	0.003	0.011	0.024	0.034	0.048	0.055	0.089	0.118

5 船後危険のうち、2年以上案件の延払元本及び当該延払元本に付随する金利に係る保険価額(延払元本に係るものに限る。)当たりの保険料率

(1) 個別保険又は設備財等特約書若しくは技術提供特約書に係る基本保険料率は、次の

式により算出する。

$$\text{基本保険料率(\%)} = \{(aX + b) \times (\text{非常付保率} \div 0.95) + (cX \times \text{信用付保率} \div 0.95) \times (1 - \text{信用割引係数の総和})\} \times \{(\text{非常付保率} - 0.95) \div 0.05 \times d + 1\} \times e \times (\text{ベター・ザン・ソブリン係数}) \times (\text{商品係数})$$

- ① 係数 a、b、d 及び e は、下表のとおりとする。ただし、オフショアエスクロウ口座が存在する場合は、国カテゴリーが 1 段階改善された係数（国カテゴリー B の場合を除く。）とする。

国カテゴリー	a	b	d	e
B	0.090	0.350	0.00000	0.99650
C	0.200	0.350	0.00337	0.99350
D	0.350	0.350	0.00489	0.98500
E	0.550	0.350	0.01639	0.98250
F	0.740	0.750	0.03657	0.98250
G	0.900	1.200	0.05878	0.98000
H	1.100	1.800	0.08598	0.98000

- ② 係数 c は、下表のとおりとする。ただし、オフショアエスクロウ口座が存在する場合は、国カテゴリーが 1 段階改善された係数（国カテゴリー B の場合を除く。）とする。

国カテゴリー 債務者格付	国カテゴリー						
	B	C	D	E	F	G	H
CC0	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
CC1	0.110	0.120	0.110	0.100	0.100	0.100	0.125
CC2	0.200	0.212	0.223	0.234	0.246	0.258	0.271
CC3	0.270	0.320	0.320	0.350	0.380	0.480	-
CC4	0.405	0.459	0.495	0.540	0.621	-	-
CC5	0.630	0.675	0.720	0.810	-	-	-

債務者格付は、下表のとおりとする。ただし、次の(i)又は(ii)に該当する案件については、5(1)④に定める信用補完措置を考慮した上で、日本貿易保険が認めた債務者格付によるものとする。

- (i) 債務者の所在する国が国カテゴリー B ないし H（OECD 輸出信用アレンジメントに定めるカントリーリスクカテゴリー 0 に該当する場合を除く。）の場合であって、かつ、輸出信用供与額が 500 万 SDR 以下である場合
- (ii) 国カテゴリー B ないし H（OECD 輸出信用アレンジメントに定めるカントリーリスクカテゴリー 0 に該当する場合を除く。）向けプロジェクト・ファイナンス案件

CC0	ソブリン又はソブリンと同等の極めて高い信用力を持つ債務者
CC1	信用力が非常に高い債務者
CC2	信用力が高から中の上の債務者
CC3	信用力が中程度の債務者
CC4	信用力が中の下下の債務者
CC5	信用力が低い債務者

- ③ X は、基本保険料率適用期間年数とし、次の式により算出する。

基本保険料率適用期間年数＝期間MS日から起算点までの期間＋延払期間

延払期間は、次の式により算出する。

$$\text{延払期間} = (\text{WAL} - 0.25) \div 0.5$$

WALとは Weighted Average Life of The Repayment Periodのことをいい、次の式により算出する。

$$\text{WAL} = \frac{\sum_{i=1}^n (R_i)}{T_{dn}} \times T_{yn}$$

n	決済の回数
R _i	第 i 回目の決済（第 i 回目の決済に係る延払元本の保険価額×T _{d_i} ÷ 延払元本の保険価額の総額）
T _{d_i}	起算点から第 i 回目の決済の期限までの日数
T _{dn}	起算点から最終の決済の期限までの日数
T _{yn}	起算点から最終の決済の期限までの年数

注 1：基本保険料率の計算式中、{ } 内の数値は小数点以下第 6 位を四捨五入し、第 5 位までを有効とし、商品係数を乗じる前の数値は小数点以下第 4 位を四捨五入し第 3 位までを有効とする。

注 2：基本保険料率の計算の各過程（期間MS日から起算点までの期間、WAL、R_i及びT_{yn}を除く。）において生じた数値は、小数点以下第11位を四捨五入し、第10位までを有効とする。

注 3：期間MS日から起算点までの期間、WAL及びT_{yn}は、小数点以下第 3 位を四捨五入し、第 2 位までを有効とする。

注 4：期間MS日は、第 1 回船積日又は第 1 回対価確認日から起算して起算点までの期間の中間日をいい、中間日が 2 日存在する場合は、最初の日をいう。

注 5：期間MS日から起算点までの期間は、翌年の期間MS日の応答日までを 1 年として年換算し、端数の日数については、起算点の後の最初の期間MS日の応答日までの日数で年換算した数値とする。T_{yn}についても同様とする。

注 6：R_iは小数点以下第 7 位を四捨五入し、第 6 位までを有効とする。

- ④ 下表に掲げる信用リスク補完措置が講じられている場合には、信用割引係数は下表のとおりとする。ただし、信用割引係数の総和は、0.35未満とする。

<p>オフテイク契約担保 (法的強制力を伴い貸出人に対して当該契約を譲渡し、債務者が支払不能となった後には、貸出人が債務者に代わって当該契約上の権利を行使できるもの。)</p>	<p>0.1 (オフショアエスクロウ口座がある場合を除く。)</p>
<p>オンショア動産担保 (機関車、医療機器又は建設機械等、容易に移転が可能でそれ自体価値を有するもの。)</p>	<p>0.25 (オンショア不動産担保がある場合を除く。)</p>
<p>オンショアエスクロウ口座 (貸出人が債権保全の観点から、債務者による自由な使用を制限した上で債務者所在国内に設定した販売代金等を留保するための銀行口座。)</p>	<p>次の式により算出される相当の比率であって、0.1までの係数で日本貿易保険が認めたもの $\text{当該口座留保金額} / \text{貸出額}$</p>
<p>オンショア不動産担保 (工場の組立て加工ラインに埋め込まれたタービンや製造機械など、取外しが大きな損失となるためにより大きな影響力を行使できるもの等。)</p>	<p>0.15 (オンショア動産担保がある場合を除く。)</p>

⑤ ベター・ザン・ソブリン係数は1.0とする。ただし、次の(i)又は(ii)のいずれかに該当する場合は0.9とする。

(i) 債務者(外国の政府、地方公共団体、公的機関、金融機関及び現地通貨建て国内販売が主である企業等は除く。以下、⑤において同じ。)の外部格付が、債務者の所在する国のソブリンの格付を上回る場合

(ii) 外部格付を有しない債務者が次に掲げる要件に該当し、日本貿易保険が認める場合

(イ) 外貨建て債務の履行に見合った外貨収益力があること

(ロ) 高格付国に現金収入が見込める生産拠点や現地法人等を有していること

(ハ) 外国人株主や戦略的パートナー(法的に有効な保証がない場合に債務者に対して資金援助をする者)からの金融支援が見込めること

(ニ) ソブリンが外貨送金及び交換規制を行った際にも外貨送金等につき例外扱いが認められた等の実績があること

(ホ) ソブリンが支払不能に陥っているような場合にも、高格付の国際的な銀行から資金の引出が可能で融資枠の設定を受けていること

(ヘ) 輸出者に獲得外貨の国内還流を義務付けないこと等により、債務履行に使用可能な流動資産を海外に保有していること

⑥ 商品係数は、個別保険にあつては1.3、設備財等特約書又は技術提供特約書にあつては1.0とする。

(2) (1)の規定にかかわらず、国カテゴリーがAである場合又はOECD輸出信用アレンジメントに定めるカントリーリスクカテゴリー0に該当する場合は、OECD輸出信用アレンジメントの定めるところに基づき、日本貿易保険が認めた基本保険料率とする。ただし、市場指標を取得することが困難な場合又は輸出信用供与額が1000万SDR未満の場合は、国カテゴリーBの係数を用いて算出した(1)の基本保険料率とする。

(3) 輸出契約等に係る保険料を2回に分割して納付する場合にあつては、上記(1)で算出した基本保険料率に次の式により算出した係数(小数点以下第4位を四捨五入し、

第 3 位までを有効とする。) を乗じて得た率を保険料率とする。

$$0.5 + 0.5 \times (1 + R)^n$$

(i) R は、決済が行われる通貨に適用される保険契約締結日における市中貸出基準金利 (Commercial Interest Reference Rate) とする。

(ii) n は、保険契約締結日から第 2 回目保険料支払日までの期間が 1 年以内の場合は 1 とし、当該期間が 1 年を超える場合は 1 に 1 年を超える期間の 1 年又はその端数ごとに 1 を加える。

6 個別保険の場合又は消費財特約書若しくは企業総合特約書により保険契約を締結する場合の増加費用(約款第 3 条第 3 号のてん補危険をいう。)に係る保険価額当たりの保険料率は、次の式により算出する。

$$\text{保険料率}(\%) = 0.09 \times a \times \text{付保率}$$

係数 a は、下表のとおりとする。

仕向国	個別保険	消費財特約書又は企業総合特約書により保険契約を締結する場合
アメリカ合衆国、カナダ又はイラク	13.80	1.87
その他の国	4.13	0.27

7 貿易一般保険付加保険特約に係る保険価額当たりの保険料率

(1) 支出費用に係る貿易一般保険の取扱について(平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00056)に規定する特約(以下「支出費用特約」という。)を付して保険契約を締結する場合の当該特約に係る保険料率

① 約款第 3 条第 4 号のてん補危険に係る保険契約が個別保険の場合

(i) 非常事由に係る保険料率は、次の式により算出する。

$$\text{保険料率}(\%) = (a \times X) \times 0.5 \times \text{非常付保率} \times \text{商品係数}$$

係数 a は、上記 1 (1)①の表における船後危険の係数 a とする。

(ii) 信用事由に係る保険料率は、次の式により算出する。

$$\text{保険料率}(\%) = (a \times X) \times 0.5 \times \text{信用付保率} \times \text{商品係数} \times b$$

(i) 係数 a は、下表のとおりとする。

代金等の支払人の保険契約締結日における格付	a
G S 格、G A 格、G E 格、E E 格又は S A 格	0.000547
E A 格	0.000849
E M 格又は E F 格	0.001805

(ii) 係数 b は、上記 1 (2)②(iii)の規定を準用する。

(iii) X は、技術提供開始の日から起算した最終の対価確認日までの日数(当該日数が 30 日未満の場合にあっては 30 日)とする。

(iv) 商品係数は、3 とする。

② 約款第 3 条第 4 号のてん補危険に係る保険契約を設備財等特約書、技術提供特約書又は企業総合特約書により締結する場合

(i) 非常事由に係る保険料率は、次の式により算出する。

$$\text{保険料率}(\%) = (a \times X) \times 0.5 \times \text{非常付保率} \div 0.975$$

係数 a は、上記 2 (1)③の表における船後危険の係数 a とする。

(ii) 信用事由に係る保険料率は、次の式により算出する。

$$\text{保険料率}(\%) = (a \times X) \times 0.5 \times \text{信用付保率} \div 0.9 \times b$$

(i) 係数 a は、下表のとおりとする。

代金等の支払人の保険契約締結日における格付		a
G S 格、G A 格、G E 格、E E 格又はS A 格		0.000394
E A 格		0.000611
E M 格又はE F 格	設備財等特約書又は技術提供特約書により保険契約を締結する場合	0.003119
	企業総合特約書により保険契約を締結する場合	0.000650

(注) 企業総合特約書により保険契約を締結する場合は、上記2(2)②(ii)(注)を準用する。

(ロ) 係数bは、上記2(2)②(iv)の規定を準用する。

(iii) Xは、上記①(iii)に規定する日数とする。

(2) フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて(平成29年4月1日 17-制度-00055)に規定する特約(以下「フルターンキー特約」という。)を付して保険契約を締結する場合の当該特約に係る保険料率

① 約款第3条第2号のてん補危険に係る保険契約が個別保険の場合の保険料率は、次の式により算出する。

$$\text{保険料率(\%)} = (aX + b) \times 0.1 \times \text{非常付保率} \times \text{商品係数}$$

(i) 係数a及びbは、上記1(1)①の表における船後危険の係数a及びbとする。

(ii) Xは、期間中間日(第1回船積予定日から起算して輸出貨物又は仲介貿易貨物(以下「輸出貨物等」という。)の引渡日までの期間の中間日をいい、中間日が2日存在する場合は、最初の日をいう。)から起算した当該引渡日までの日数(当該日数が30日未満の場合にあっては30日)とする。

(iii) 商品係数は、3とする。

② 約款第3条第2号のてん補危険に係る保険契約を設備財等特約書、技術提供特約書又は企業総合特約書により締結する場合の保険料率は、次の式により算出する。

$$\text{保険料率(\%)} = (aX + b) \times 0.1 \times \text{非常付保率} \div 0.975$$

(i) 係数a及びbは、上記2(1)③の表における船後危険の係数a及びbとする。

(ii) Xは、上記①(ii)に規定する日数とする。

(3) 共同保険の取扱いについて(平成29年4月1日 17-制度-00073。以下「共同保険規程」という。)に基づき従契約者(共同保険規程に定めるものをいう。以下同じ。)を被保険者として保険契約を締結する場合の保険料率は、上記1から4まで並びに7(1)及び(2)で算出した保険料率に、それぞれ船前危険にあっては1.15、船後危険にあっては1.35を乗じて得た率を適用する。

(4) プラント等増加費用に係る貿易一般保険の取扱いについて(平成29年4月1日 17-制度-00057)に規定する特約(以下「プラント等増加費用特約」という。)を付して保険契約を締結する場合の当該特約に係る保険料率は、次の式により算出する。ただし、0.001%といずれか大きい方とする。

$$\text{保険料率(\%)} = (aX + b) \times 0.2 \times \text{付保率}$$

(i) 係数a及びbは、上記2(1)③の表における船後危険の係数a及びbとする。

(ii) Xは、対象工事開始予定日から起算した対象工事終了予定日までの日数(当該日数が30日未満の場合にあっては30日)とする。

(5) 輸出契約等の一方的な破棄等に係る貿易一般保険の取扱いについて(平成29年4月1日 17-制度-00058)に規定する特約を付して保険契約を締結する場合の当該特約

に係る保険料率は、次の式により算出する。ただし、0.001%といずれか大きい方とする。

$$\text{保険料率(\%)} = 0.00009 \times X \times 0.1 \times \text{付保率} \div 0.8 \times c$$

(i) Xは、上記2(2)①(i)に規定する日数とする。

(ii) cは、上記2(2)①(ii)(i)に規定する値とする。

8 上記1から5まで及び7に規定する各係数表における国カテゴリー

- (1) 船前危険に係る場合は、輸出貨物等の仕向国の国カテゴリーとし、当該仕向国、当該輸出貨物等の代金等の支払国又は当該代金等の保証国（ILC発行国又はILC確認国を含む。以下同じ。）が異なるときはいずれか係数の大きい国のカテゴリーとする。ただし、便宜置籍国を仕向国又は支払国とする船舶の輸出契約にあっては、国カテゴリーAとする。
- (2) 船後危険に係る場合は、代金等の支払国の国カテゴリー（便宜置籍国を支払国とする船舶の輸出契約にあっては、国カテゴリーB）とし、代金等の支払国と当該代金等の保証国の国カテゴリーが異なるときは当該保証国の国カテゴリーとする。ただし、本邦の輸出者等が本邦外に所在する子会社との間で輸出契約等を締結し、当該子会社が当該輸出契約等に係る輸出貨物等又は技術等を他の外国法人に販売又は提供する契約を締結した場合であって、当該輸出契約等に係る保険契約において当該外国法人の所在国につき生じた非常事由をてん補事由とするときは、当該子会社が所在する国と当該外国法人が所在する国（保証国がある場合にあっては保証国）のうちいずれか係数の大きい国の国カテゴリーとする。
- (3) 上記(2)の規定にかかわらず、支払国以外の国の政府が出資する海外子会社を支払人とする輸出契約等において、約款第4条第11号のてん補事由をてん補する場合にあっては、当該出資国又は支払国のいずれか係数の大きい国の国カテゴリーとする。
- (4) 上記(2)の規定にかかわらず、次に掲げる借款等により決済が行われる輸出契約等（当該輸出契約等の決済がLCスイッチ方式により行われるもの、トランスファー方式（本邦内のみで決済を完了するものに限る。）により行われるもの又は借款等の供与機関から輸出者等への直接送金により行われるものに限る。）、日本政府が行う円借款等政府開発援助による輸出契約等（決済方法のいかんを問わない。）又は贈与、無償供与等日本政府が支払人となる輸出契約等の2年未満案件の船後危険の保険料率の計算に当たっては、次の国カテゴリーを適用する。

イ 次の①から⑩までに掲げる借款等に係る輸出契約等、日本政府が行う円借款等政府開発援助による輸出契約等又は贈与、無償供与等日本政府が支払人となる輸出契約等は、国カテゴリーAとする。

ロ 次の⑪及び⑫に掲げる借款に係る輸出契約等は、国カテゴリーBとする。

ハ 次の⑬及び⑭に掲げる借款に係る輸出契約等は、国カテゴリーCとする。

- ① 国際協力銀行に係る貸付契約
- ② 国際復興開発銀行（IBRD）借款
- ③ 国際金融公社（IFC）借款
- ④ 国際開発協会（IDA）借款
- ⑤ アジア開発銀行（ADB）借款
- ⑥ 米州開発銀行（IDB）借款
- ⑦ 欧州開発基金（EDF）借款
- ⑧ 欧州復興開発銀行（EBRD）借款
- ⑨ 欧州投資銀行（EIB）借款
- ⑩ 国際農業開発基金（IFAD）借款

- ⑪ アフリカ開発銀行 (A f D B) 借款
 - ⑫ アフリカ開発基金 (A f D F) 借款
 - ⑬ カリブ開発銀行 (C D B) 借款
 - ⑭ アンデス開発公社 (C A F) 借款
 - ⑮ 中米経済統合銀行 (C A B E I) 借款
- (5) 上記(2)及び(4)の規定にかかわらず、次の国を仕向国とする輸出契約等に係る代金等のうち、当該仕向国内における輸出貨物等の引渡しを支払条件と定めているもの(当該引渡時に確認される技術等の提供の対価を除く。)の船後危険に係る保険料率の算出に当たっては、仕向国の国カテゴリーを適用する。
- ① アフガニスタン
 - ② イラク
- (6) 支出費用特約に係る場合の保険料率の算出に当たっては、仕向国の国カテゴリーを適用する。
- (7) フルターンキー特約に係る場合の保険料率の算出に当たっては、仕向国の国カテゴリーを適用する。
- (8) 共同保険規程に基づいて保険契約を締結する場合の上記 7 (3)に規定する「上記 1 から 4 まで並びに 7 (1)及び(2)で算出した保険料率」の算出に当たっては、次の国カテゴリーを適用する。
- ①船前危険に係る場合は、輸出貨物等の仕向国の国カテゴリーとし、当該仕向国、当該輸出貨物等の代金等の支払国、当該代金等の保証国、主契約（共同保険規程に定めるものをいう。以下同じ。）に基づく債務の履行の対価の支払国又は当該対価の保証国が異なるときはいずれか係数の大きい国の国カテゴリーとする。
 - ②船後危険に係る場合は、主契約に基づく債務の履行の対価の支払国の国カテゴリーとし、対価の支払国と当該対価の保証国が異なるときは当該保証国の国カテゴリーとする。
- (9) プラント等増加費用特約に係る場合の保険料率の算出に当たっては、仕向国の国カテゴリーを適用する。

[2] 貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下 [2] において「貸付金約款」という。）又は貿易代金貸付（保証債務）保険約款（以下 [2] において「保証約款」という。）に係る保険料率

1 個別保険（2年未満案件に限る。）に係る保険価額当たりの保険料率

- (1) 非常事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。

$$\text{基本保険料率(\%)} = (a \times X + b) \times \text{非常付保率} \times \text{商品係数}$$

- ① 係数 a 及び b は、下表のとおりとする。

国カテゴリー	a	b
A	0.000149	0.003
B	0.000765	0.003
C	0.001515	0.010
D	0.002283	0.010
E	0.002910	0.030
F	0.003431	0.030
G	0.004515	0.093
H	0.005987	0.124

- ② Xは、貸付の日から償還の期限までの期間（以下 1 及び 2 において「償還期間」という。）の日数（当該日数が30日未満の場合にあつては30日）とする。
- (2) 信用事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。
基本保険料率(%) = (a X + b) × 信用付保率 × 商品係数 × c

- ① 係数 a 及び b は、下表のとおりとする。

債務者の保険契約締結日における格付	a	b	調整係数
G S 格、G A 格、G E 格、E E 格又は S A 格	0.000684	0.000	0.2
E A 格	0.001213	0.022	0.3
E M 格又は E F 格	0.003282	0.064	0.45

- ② Xは、次の式により算出した日数（当該日数が30日未満の場合にあつては30日とし、1日未満の端数は四捨五入する。）とする。

保険契約締結日から起算した
貸付の日までの期間（以下「貸 × 調整係数 + 償還期間の日数
付前期間」という。）の日数

調整係数は、上記①の表のとおりとする。

- ③ c は、次のとおりとする。

(i) 日本貿易保険が保険契約を締結した輸出契約等の相手方又は貿易代金貸付の相手方若しくは保証債務に係る主たる債務者（以下、〔2〕において「債務者」という。）が当該保険契約の被保険者に対して負担する債務を履行することが著しく困難である場合において、当該債務の履行の円滑化を図るために当該保険契約の被保険者と当該輸出契約等の相手方又は債務者が新たに締結した貿易代金貸付金債権等に係る契約について、当該被保険者が日本貿易保険に保険契約の締結を求め、かつ、日本貿易保険がこれを特に必要と認めて保険契約を締結する場合は、そのてん補する危険の程度に応じて、1.5、2.0、2.5又は3.0のいずれかとする。なお、この場合、債務者の保険契約締結日における格付にかかわらず上記①の表のEM格又はEF格の係数を適用する。

(ii) その他の保険契約を締結する場合は、1.0とする。

- (3) 商品係数は、下表のとおりとする。

国カテゴリー	A	B	C	D	E	F	G	H
係数	3.2	3.2	3.1	3.1	3.0	3.0	2.6	2.3

2 2年未満貸付特約書に係る保険価額当たりの保険料率

- (1) 非常事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。
基本保険料率(%) = (a X + b) × 非常付保率 ÷ 0.975

- ① 係数 a 及び b は、下表のとおりとする。

国カテゴリー	a	b
A	0.000116	0.002
B	0.000597	0.002
C	0.001182	0.008
D	0.001781	0.008
E	0.002270	0.023
F	0.002676	0.023
G	0.003522	0.073

H	0.004670	0.097
---	----------	-------

② Xは、償還期間の日数（当該日数が30日未満の場合にあつては30日とし、1日未満の端数は四捨五入する。）とする。

(2) 信用事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。

$$\text{基本保険料率(\%)} = (a X + b) \times \text{信用付保率} \div 0.9 \times c$$

① 係数a及びbは、下表のとおりとする。

債務者の保険契約締結日における格付	a	b	調整係数
G S格、G A格、G E格、E E格又はS A格	0.000493	0.000	0.2
E A格	0.000874	0.016	0.3
E M格又はE F格	0.005672	0.111	0.45

② Xは、次の式により算出した日数（当該日数が30日未満の場合にあつては30日とし、1日未満の端数は四捨五入する。）とする。

$$\text{貸付前期間の日数} \times \text{調整係数} + \text{償還期間の日数}$$

調整係数は、上記①の表のとおりとする。

③ cは、次のとおりとする。

(i) 日本貿易保険が保険契約を締結した輸出契約等の相手方又は債務者が当該保険契約の被保険者に対して負担する債務を履行することが著しく困難である場合において、当該債務の履行の円滑化を図るために当該保険契約の被保険者と当該輸出契約等の相手方又は債務者が新たに締結した貿易代金貸付金債権等に係る契約について、当該被保険者が日本貿易保険に保険契約の締結を求め、かつ、日本貿易保険がこれを特に必要と認めて保険契約を締結する場合は、そのてん補する危険の程度に応じて、1.5、2.0、2.5又は3.0のいずれかとする。なお、この場合、債務者の保険契約締結日における格付にかかわらず上記①の表のEM格又はEF格の係数を適用する。

(ii) その他の保険契約を締結する場合は、1.0とする。

3 貿易代金貸付（貸付金債権等）保険外貨建対応方式特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00060）を付して保険契約を締結する場合は、上記1又は2で算出した基本保険料率に1.10を乗じて得た率を保険料率とする。

4 個別保険（2年以上案件に限る。）又は2年以上貸付特約書に係る保険価額（貸付金約款にあつては貿易代金貸付金債権等の元本に係るものに限り、保証約款にあつては借入金等のうち元本に係るものに限り、ただし、スワップ保険特約を付して保険契約を締結する場合はあつてはスワップ取引の解約コストに係る保証債務の額をいう。）当たりの保険料率

(1) 基本保険料率は、次の式により算出する。

$$\text{基本保険料率(\%)} = \{(a X + b) \times (\text{非常付保率} \div 0.95) + (c X \times \text{信用付保率} \div 0.95) \times (1 - \text{信用割引係数の総和})\} \times \{(\text{非常付保率} - 0.95) \div 0.05 \times d + 1\} \times e \times (\text{ベター・ザン・ソブリン係数}) \times (\text{商品係数})$$

① 係数a、b、d及びeは、下表のとおりとする。ただし、オフショアエスクロウ口座が存在する場合は、国カテゴリーが1段階改善された係数（国カテゴリーBの場合を除く。）とする。

国カテゴリー	a	b	d	e
B	0.090	0.350	0.00000	0.99650
C	0.200	0.350	0.00337	0.99350
D	0.350	0.350	0.00489	0.98500

国カテゴリー	a	b	d	e
E	0.550	0.350	0.01639	0.98250
F	0.740	0.750	0.03657	0.98250
G	0.900	1.200	0.05878	0.98000
H	1.100	1.800	0.08598	0.98000

- ② 係数 c は、下表のとおりとする。ただし、オフショアエスクロウ口座が存在する場合は、国カテゴリーが 1 段階改善された係数（国カテゴリー B の場合を除く。）とする。

国カテゴリー 債務者格付	B	C	D	E	F	G	H
CC0	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
CC1	0.110	0.120	0.110	0.100	0.100	0.100	0.125
CC2	0.200	0.212	0.223	0.234	0.246	0.258	0.271
CC3	0.270	0.320	0.320	0.350	0.380	0.480	-
CC4	0.405	0.459	0.495	0.540	0.621	-	-
CC5	0.630	0.675	0.720	0.810	-	-	-

債務者格付は、下表のとおりとする。ただし、次の (i) 又は (ii) に該当する案件については、4 (1)④に定める信用補完措置を考慮した上で、日本貿易保険が認めた債務者格付によるものとする。

- (i) 債務者の所在する国が国カテゴリー B ないし H（OECD 輸出信用アレンジメントに定めるカントリーリスクカテゴリー 0 に該当する場合を除く。）の場合であって、かつ、輸出信用供与額が 500 万 SDR 以下である場合
(ii) 国カテゴリー B ないし H（OECD 輸出信用アレンジメントに定めるカントリーリスクカテゴリー 0 に該当する場合を除く。）向けプロジェクト・ファイナンス案件

CC0	ソブリン又はソブリンと同等の極めて高い信用力を持つ債務者
CC1	信用力が非常に高い債務者
CC2	信用力が高から中の上の債務者
CC3	信用力が中程度の債務者
CC4	信用力が中の下の債務者
CC5	信用力が低い債務者

- ③ X は、基本保険料率適用期間年数とし、次の式により算出する。
基本保険料率適用期間年数 = 期間 MS 日から起算点までの期間 + 償還期間
償還期間は、次の式により算出する。ただし、WAL が 0.5 未満となる場合は WAL を償還期間とする。
償還期間 = (WAL - 0.25) ÷ 0.5
WAL とは Weighted Average Life of The Repayment Period のことをいい、次の式により算出する。

$$WAL = \frac{\sum_{i=1}^n (R_i)}{T d n} \times T y n$$

n	償還の回数
R i	第 i 回目の償還（第 i 回目の償還に係る償還元本の保険価額 × T d i ÷ 償還元本の保険価額の総額）

n	償還の回数
T d i	起算点から第 i 回目の償還の期限までの日数
T d n	起算点から最終の償還の期限までの日数
T y n	起算点から最終の償還の期限までの年数

注 1：基本保険料率の計算式中、{ } 内の数値は小数点以下第 6 位を四捨五入し、第 5 位までを有効とし、商品係数を乗じる前の数値は小数点以下第 4 位を四捨五入し第 3 位までを有効とする。

注 2：基本保険料率の計算の各過程（期間MS日から起算点までの期間、WAL、R i 及びT y nを除く。）において生じた数値は、小数点以下第11位を四捨五入し、第10位までを有効とする。

注 3：期間MS日から起算点までの期間、WAL及びT y nは、小数点以下第 3 位を四捨五入し、第 2 位までを有効とする。

注 4：期間MS日は、第 1 回貸付日（スワップ保険特約を付して保険契約を締結する場合にあっては、保険契約締結日又は保証責任の開始日のいずれか遅い日）から起算して起算点までの期間の中間日をいい、中間日が 2 日存在する場合は、最初の日をいう。なお貸付日とは、次の各号に該当する場合にあっては、各号に規定するものをいう。

- 1 貿易代金貸付金債権等が公債、社債その他これらに準ずる債券の場合にあっては、購入の日
- 2 保証債務に係る借入金等が借入金の場合にあっては、主たる債務者による借入の日
- 3 保証債務に係る借入金等が公債、社債その他これらに準ずる債券の場合にあっては、主たる債務者による発行の日

注 5：期間MS日から起算点までの期間は、翌年の期間MS日の応答日までを 1 年として年換算し、端数の日数については、起算点の後の最初の期間MS日の応答日までの日数で年換算した数値とする。T y nについても同様とする。

注 6：R i は小数点以下第 7 位を四捨五入し、第 6 位までを有効とする。

注 7：償還とは、保証約款に係る場合にあっては、借入金等の償還をいう。ただし、スワップ保険特約を付して保険契約を締結する場合にあっては、同特約に定める保険責任の終了をいう。

- ④ 下表に掲げる信用リスク補完措置が講じられている場合には、信用割引係数は下表のとおりとする。ただし、信用割引係数の総和は、0.35未満とする。

<p>オフテイク契約担保 (法的強制力を伴い貸出人に対して当該契約を譲渡し、債務者が支払不能となった後には、貸出人が債務者に代わって当該契約上の権利を行使できるもの。)</p>	<p>0.1 (オフショアエスクロウ口座がある場合を除く。)</p>
<p>オンショア動産担保 (機関車、医療機器又は建設機械等、容易に移転が可能でそれ自体価値を有するもの。)</p>	<p>0.25 (オンショア不動産担保がある場合を除く。)</p>
<p>オンショアエスクロウ口座 (貸出人が債権保全の観点から、債務者による自由な使用を制限した上で債務者所在国内に設定した販売代金等を留保するための銀行口座。)</p>	<p>次の式により算出される相当の比率であって、0.1までの係数で日本貿易保険が認めたもの 当該口座留保金額／貸出額相当</p>
<p>オンショア不動産担保 (工場の組立て加工ラインに埋め込まれたタービンや製造機械など、取外しが必要な損失となるためにより大きな影響力を行使できるもの等。)</p>	<p>0.15 (オンショア動産担保がある場合を除く。)</p>

⑤ ベター・ザン・ソブリン係数は1.0とする。ただし、次の(i)又は(ii)のいずれかに該当する場合は0.9とする。

(i) 債務者(外国の政府、地方公共団体、公的機関、金融機関及び現地通貨建て国内販売が主である企業等は除く。以下、⑤において同じ。)の外部格付が、債務者の所在する国のソブリンの格付を上回る場合

(ii) 外部格付を有しない債務者が次に掲げる要件に該当し、日本貿易保険が認める場合

(イ) 外貨建て債務の履行に見合った外貨収益力があること

(ロ) 高格付国に現金収入が見込める生産拠点や現地法人等を有していること

(ハ) 外国人株主や戦略的パートナー(法的に有効な保証がない場合に債務者に対して資金援助をする者)からの金融支援が見込めること

(ニ) ソブリンが外貨送金及び交換規制を行った際にも外貨送金等につき例外扱いが認められた等の実績があること

(ホ) ソブリンが支払不能に陥っているような場合にも、高格付の国際的な銀行から資金の引出が可能で融資枠の設定を受けていること

(ヘ) 輸出者に獲得外貨の国内還流を義務付けないこと等により、債務履行に使用可能な流動資産を海外に保有していること

⑥ 商品係数は、個別保険にあつては1.3、2年以上貸付特約書にあつては1.0とする。

(2) (1)の規定にかかわらず、国カテゴリーがAである場合又はOECD輸出信用アレンジメントに定めるカントリーリスクカテゴリー0に該当する場合は、OECD輸出信用アレンジメントの定めるところに基づき、日本貿易保険が認めた基本保険料率とする。ただし、市場指標を取得することが困難な場合又は輸出信用供与額が1000万SDR未満の場合は、国カテゴリーBの係数を用いて算出した(1)の基本保険料率とする。

(3) 保険料を2回に分割して納付する場合にあつては、上記(1)で算出した基本保険料率に次の式により算出した係数(小数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを有効とする。ただし、1といずれか大きい方とする。)を乗じて得た率を保険料率とする。

$$0.5 + 0.5 \times (1 + R)^n$$

(i) Rは、決済が行われる通貨に適用される保険契約締結日における市中貸出基準金利 (Commercial Interest Reference Rate) とする。

(ii) nは、保険契約締結日から第 2 回目保険料支払日までの期間が 1 年以内の場合は 1 とし、当該期間が 1 年を超える場合は 1 に 1 年を超える期間の 1 年又はその端数ごとに 1 を加える。

(4) プロジェクト・ファイナンス案件であり、かつ、債務者が生み出す生産物を買取る者等 (以下(4)において「オフテイカー等」という。) の債務者に対する買取代金等の支払いについてオフテイカー等が所在する国の政府の保証が付されている場合であって、当該政府の保証が履行されなかったときに、信用事由としてではなく、貸付金約款第 3 条第 9 号又は保証約款第 3 条第 1 号リの事由としててん補する場合は、上記(1)の基本保険料率算出式における信用付保率は 0.95 とする。

5 上記 1、2 及び 4 に規定する各係数表における国カテゴリー

(1) 債務者の所在する国の国カテゴリーとし、当該債務者の所在する国と事業が行われる国が異なるときであって、当該債務者が当該事業を行う目的のために設立された SPC 等である場合は、いずれか係数の大きい国の国カテゴリーとする。ただし、国カテゴリーが異なる二以上の国で事業が行われる場合にあっては、当該二以上の国にそれぞれ適用される係数を当該プロジェクトの設備投資の額に基づき加重平均したものと債務者の所在する国に適用される係数のいずれか大きい方を適用し、上記 4 (1) の基本保険料率を算出する。

(2) 上記(1)の規定にかかわらず、債務者の債務について保証 (保証約款において被保険者が行う保証債務の負担を除く。) を行う者がいる場合は、当該保証を行う者の所在する国の国カテゴリーとする。

(3) 上記(1)、(2)の規定にかかわらず、OECD 輸出信用アレンジメントにおいて規定される” Multilateral and Regional Institutions” を債務者とする 2 年以上案件に係る保険料率は、別途日本貿易保険が認めた国カテゴリーを適用する。

[3] 限度額設定型貿易保険約款に係る保険料率

限度額設定型貿易保険約款 (平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00004) に係る保険金支払限度額当たりの保険料率は、別表第 2 のとおりとする。

[4] 中小企業・農林水産業輸出代金保険約款に係る保険料率

中小企業・農林水産業輸出代金保険約款 (平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00005) に係る保険価額当たりの保険料率は、次の式により算出した率とする。

$$\text{保険料率}(\%) = \{(a + c) \times X + b + d\} \times e$$

(1) 係数 a 及び b は、下表のとおりとする。

国カテゴリー	a	b
A	0.000318	0.007
B	0.001636	0.007
C	0.003238	0.022
D	0.004880	0.022
E	0.006220	0.064
F	0.007334	0.064
G	0.009650	0.200

国カテゴリー	a	b
H	0.012797	0.266

(2) 係数 c 及び d は、下表のとおりとする。

c	d
0.007016	0.187

(3) X は、輸出の日から決済の期限までの期間の日数（当該日数が 30 日未満の場合にあっては 30 日）とする。

(4) 上記(1)に規定する係数表における国カテゴリーは、代金の支払国の国カテゴリーとし、代金の支払国と当該代金の保証国が異なるときは当該保証国の国カテゴリーとする。ただし、政府開発援助契約等に該当する輸出契約の場合は、上記 [1] 8 (4) の規定を準用する。

(5) 係数 e は、1.0 とする。ただし、日本貿易保険から業務の委託を受けた金融機関が中小企業・農林水産業輸出代金保険の紹介をした場合であって、取引上の危険が小であると日本貿易保険が特に認めたときその他日本貿易保険が適当と認めたときは、0.9 とする。

[5] 簡易通知型包括保険約款（以下 [5] において約款という。）に係る保険料率

1 船前危険（約款第 11 条第 1 号のてん補危険をいう。）に係る保険料率は、以下のとおりとする。

国カテゴリー別保険料率（年率）							
A	B	C	D	E	F	G	H
0.055%	0.092%	0.150%	0.196%	0.263%	0.296%	0.466%	0.610%

注 1：上記は、船積前保険金支払限度額当たりの保険料率とする。

注 2：国カテゴリーは、期初（仕向国のみ追加する場合を除く。以下同じ。）に登録された仕向国及び輸出契約等の相手方が所在する国のうち、いずれか係数の大きい国のカテゴリーとする。

2 船後危険（約款第 11 条第 2 号のてん補危険をいう。以下同じ。）に係る保険料率

(1) 非常事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。

$$\text{基本保険料率(\%)} = (a X + b) \times \text{非常付保率} \div 0.975$$

① 係数 a 及び b は、下表のとおりとする。

国カテゴリー	a	b
A	0.000116	0.002
B	0.000597	0.002
C	0.001182	0.008
D	0.001781	0.008
E	0.00227	0.023
F	0.002676	0.023
G	0.003522	0.073
H	0.00467	0.097

(注) 国カテゴリーは、引受基準適用日の属する保険年度の期初における代金等の支払国の国カテゴリーとする。ただし、引受基準適用日の属する保険年度の期初における代金等の支払国の国カテゴリーと引受基準適用日における当該代金等の保証国の国カテゴリーが異なるときは、引受基準適用日における当該保証

国の国カテゴリーとする。

- ② Xは、船積の日から決済の期限までの期間に応じて次のとおりとする。

船積の日から決済の期限までの期間	X
30日以下	30
31日から 60日	60
61日から 90日	90
91日から180日	180
181日から365日	365

(注) 閏年の場合は、「181日から365日」は「181日から366日」に読み替える（以下同じ）。

- (2) 信用事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。

$$\text{基本保険料率(\%)} = (a X + b) \times \text{信用付保率} \div 0.9 \times c$$

- ① 係数 a 及び b は、下表のとおりとする。

		a	b	調整係数
政府開発援助契約等				
政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払人又は I L C の発行銀行若しくは確認銀行の格付	G S 格、G A 格、G E 格、E E 格又は S A 格	0.000493	0.000	0.2
	E A 格	0.000874	0.016	0.3
	E M 格 又は E F 格	船積後期間が180日以内の場合	0.001182	0.023
船積後期間が180日を超える場合		0.003942	▲0.474	

(注) 格付は、引受基準適用日の属する保険年度の期初（以下「開始日等」という。）における代金等の支払人の格付とする。ただし、開始日等において当該代金等の支払人が E C 格、S C 格、P N 格、P U 格若しくは P T 格の場合又は事故管理区分（名簿規程別表第 2 に該当する格付をいう。）の格付（以下この注において「E C 格等」という。）であって、引受基準適用日までの間に、E C 格等以外の格付に変更された場合にあつては、最初の変更日における格付とする。

- ② Xは、次の式により算出した日数（1日未満の端数は四捨五入する。）とする。調整係数は、上記①の表のとおりとする。

船積後期間の日数	X
30日以下	44×調整係数+ 30
31日から 60日	44×調整係数+ 60
61日から 90日	44×調整係数+ 90
91日から180日	44×調整係数+180
181日から365日	44×調整係数+365

- ③ c は別表第 3 のとおりとする。

3 増加費用特約に係る保険料率

増加費用（約款第11条第3号のてん補危険をいう。）に係る保険価額当たりの保険料率は、次の式により算出する。

保険料率(%) = 0.09 × a × 付保率

係数 a は、下表のとおりとする。

仕向国	a
アメリカ合衆国、カナダ又はイラク	1.87
その他の国	0.27

4 上記2に規定する係数表における国カテゴリー

上記2(1)①の(注)の規定にかかわらず、政府開発援助契約等〔1〕8(4)に掲げる借款等をいう。)により決済が行われる輸出契約等(当該輸出契約等の決済がLCスイッチ方式により行われるもの、トランスファー方式(本邦内のみで決済を完了するものに限る。)により行われるもの又は借款等の供与機関から輸出者等への直接送金により行われるものに限る。)、日本政府が行う円借款等政府開発援助による輸出契約等(決済方法のいかんを問わない。)又は贈与、無償供与等日本政府が支払人となる輸出契約等の船後危険の保険料率の計算に当たっては、〔1〕8(4)のイ、ロ又はハの国カテゴリーを適用する。

5 簡易通知型包括保険(外貨建対応方式)特約書(平成29年4月1日 17-制度-00062)を付して保険関係を成立させる場合の、船後危険に係る割増料率は、上記2で算出した船後危険に係る基本保険料率に1.03を乗じて得た率を保険料率とする。

〔6〕輸出手形保険約款に係る保険料率

輸出手形保険約款(平成29年4月1日 17-制度-00007)に係る保険金額当たりの保険料率は、別表第4のとおりとする。ただし、非常事由に係る場合の保険料率は、同表の率に荷為替手形の支払国の下表に掲げる国別倍率を乗じて得た率とする。

国カテゴリー	A	B	C	D	E	F	G	H
国別倍率	0.4	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0	4.0	5.0

〔7〕輸出保証保険約款に係る保険料率

輸出保証保険約款(以下〔7〕において「約款」という。)に係る保険金額当たりの保険料率は、次の式により算出する。

保険料率(%) = 0.025 × X × 商品係数

- (1) 係数 X は、保険期間(約款第8条第1項に規定する保険責任の開始日から起算した同条第2項に規定する保険責任の終了日までの期間をいう。)が3月以内の場合は1とし、当該期間が3月を超える場合は1に3月を超える期間の3月又はその端数ごとに1を加える。
- (2) 商品係数は、輸出保証保険包括保険特約書により保険契約を締結する場合は1.0とし、個別保険の場合は3.0とする。

〔8〕前払輸入保険約款に係る保険料率

前払輸入保険約款(平成29年4月1日 17-制度-00008。以下〔8〕において「約款」という。)に係る保険金額当たりの保険料率は、次の式により算出する。

非常事由に係る場合の保険料率(%) = (0.042 + 0.034 × X) × 国別倍率

信用事由に係る場合の保険料率(%) = 0.180 + 0.148 × X

- (1) X は、約款第9条第1項に規定する保険責任の開始日から前払金の返還期限までが6月以内の場合は1とし、当該期間が6月を超える場合は1に6月を超える期間の6月又はその端数ごとに1を加える。

- (2) 国別倍率は、下表のとおりとする。

国カテゴリー	A	B	C	D	E	F	G	H
国別倍率	0.4	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0	4.0	5.0

- (3) 上記(2)に規定する係数表における国カテゴリーは、前払輸入契約における前払金の返還国の国カテゴリーとし、当該返還国と船積国が異なるときは、同表に掲げる国別倍率のいずれか高い国の国カテゴリーとする。

[9] 海外投資（株式等）保険約款（以下「株式約款」という。）又は海外投資（不動産等）保険約款（以下「不動産約款」という。）に係る保険料率

1 基本保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 非常事由に係る保険金額当たりの基本保険料率は、保険年度（保険期間の開始日から12月ごとの期間をいう。以下[9]において同じ。）ごとに別表第5のとおりとする。
- (2) 信用事由に係る保険金額当たりの基本保険料率は、危険の程度に応じて保険年度ごとに下表のとおりとする。ただし、投資先国等及び事業地国等の政府等による特定の政策変更の結果として発生した損失についててん補する旨の特約（以下本号において「合法的政策変更リスク特約」という。）を付して保険契約を締結する場合は0.85%を加算したものとし、信用事由のうち、合法的政策変更リスク特約に係る損失のみをてん補する場合は、信用事由に係る保険金額当たりの基本保険料率は、保険年度ごとに0.85%とする。

案件格付							
1	2	3	4	5	6	7	8
0.330%	0.440%	0.550%	0.770%	0.990%	2.200%	5.500%	8.800%

2 割増は、次のとおりとする。

- (1) 株式約款第2条第1項第4号ロに掲げる場合について特約を付して保険契約を締結する場合の、上記1(1)の基本保険料率に対する割増保険料率は、0.2%とする。
- (2) 株式約款第2条第3項に規定する特約を付して保険契約を締結する場合の、上記1(1)の基本保険料率に対する割増保険料率は、0.1%とする。
- (3) 株式約款に基づき締結される保険契約において、被保険投資の対象となる株式に質権若しくは譲渡担保が設定される場合、別に付した特約において重要資産等に含めた株式若しくは貸付金債権に質権若しくは譲渡担保が設定される場合又は株式約款第2条第2項に規定する特約の対象となる再投資先企業の株式若しくは当該再投資先企業に対する貸付金債権に質権若しくは譲渡担保が設定される場合の保険料率は、上記1の基本保険料率（上記2(1)又は(2)が適用される場合にあつては、2(1)及び(2)のうち該当するすべての割増保険料率を加えた率）に1.10を乗じて得た率とする。ただし、保険金請求時まで質権若しくは譲渡担保権を消滅させることを条件とする場合又は当該質権の質権者若しくは譲渡担保権の譲渡担保権者を被保険者とする貿易代金貸付保険若しくは海外事業資金貸付保険が締結されており、当該被保険者による貸付等がプロジェクトに係る貸付等全体において一定以上の割合を占める場合を除く。

3 月割計算は、次のとおりとする。

- (1) 保険期間の開始日後に送金が行われる場合の当該送金額に係る当該送金日を含む保険年度における保険料率は、上記1の基本保険料率（上記2が適用される場合にあつては、上記2において計算された率。以下(2)及び(3)において同じ。）に送金が行われた日の属する月から当該保険年度末の月までの月数を12で除して得た数値（小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までを有効とする。）を乗じて得た率とする。

- (2) 株式約款に基づき締結される保険契約において、増資に伴う送金額について保険金額を増額する場合の、当該送金額に係る保険金額の増額が承認された日又は当該送金日のいずれか遅い日（以下「承認日等」という。）を含む保険年度における保険料率は、上記1の基本保険料率に承認日等の属する月から当該保険年度末の月までの月数を12で除して得た数値（小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までを有効とする。）を乗じて得た率とする。
- (3) 株式約款第34条第2項の規定に基づく請求を行う場合であって統合先証券（海外投資保険運用規程（平成29年4月1日 17-制度-00052。以下〔9〕において「運用規程」という。）第15条第1項に規定するものをいう。）の保険年度の開始月と被統合証券（運用規程第15条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の保険年度の開始月が異なるときの、被統合証券の保険金額に係る、証券統合を行う日（以下「統合日」という。）を含む証券統合後の保険年度（以下「統合保険年度」という。）の保険料率は、上記1の基本保険料率に、統合日から統合保険年度の末月までの月数を12で除して得た数値（小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までを有効とする。）を乗じて得た率とする。
- 4 株式約款にあっては、別表第5の国カテゴリーは、被保険投資の相手方の所在国（以下「投資先国」という。）の国カテゴリーとする。ただし、以下の(1)から(5)に該当する場合は、それぞれ規定された国カテゴリーを適用することとし、以下の(1)から(3)までのうち2つ以上に該当する場合にあつては、そのうち、算出される保険料（プレミアム相当額の損失に係る部分を含む。）が最も高いものを適用することとする。
- (1) 被保険投資の相手方の事業拠点等（株式約款第2条第3項に規定する特約の対象となるものをいい、再投資先企業（被保険投資の相手方が直接出資又は間接出資を行う企業をいう。以下同じ。）の事業拠点は含まない。以下同じ。）が投資先国以外の国に所在する場合は、保険契約全体について、当該事業拠点等の所在国と投資先国のうちいずれか保険料率の高い方の国カテゴリーを適用する。
- (2) 被保険投資の相手方の主要な事業資産等に係る株式約款第2条第1項第2号から第4号までのうちいずれかの事由による損失（ただし、株式約款第2条第2項に規定する特約によりてん補される損失を除く。）をてん補する場合であつて、当該主要な事業資産等が投資先国以外の国に所在する場合は、保険契約全体について、当該主要な事業資産等の所在国と投資先国のうちいずれか保険料率の高い方の国カテゴリーを適用する。
- (3) 株式約款第2条第2項に規定する特約を付して保険契約を締結する場合は、元本のうち当該特約の対象となる再投資先企業の事業に係る持ち分の部分については以下の①から④（再投資先企業の事業に係る損失のみをてん補する特約を付す場合にあつては②から④）までのうち最も保険料率の高い国の国カテゴリーを、それ以外の部分については①の国カテゴリーをそれぞれ適用することとし、配当金については、投資先国と②（複数ある場合は、そのうち最も保険料率の高い国）のうちいずれか保険料率の高い国の国カテゴリーを適用する。なお、元本について、当該特約の対象となる再投資先企業の事業に係る持ち分の合計額が取得のための対価の額を超過する場合は、適用される保険料率が最も高い部分から順に保険料を徴収することとし、当該超過分に係る保険料は徴収しない（以下、(5)において同じ。）。
- ① 投資先国（ただし、(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は該当する同各号に基づく国カテゴリー適用国とし、(1)及び(2)のいずれにも該当する場合は、そのうち保険料率の高い方の国カテゴリー適用国とする。）
- ② 再投資先企業の所在国（以下「再投資先国」という。）

- ③ 再投資先企業の事業拠点等（株式約款第 2 条第 3 項に規定する特約の対象となるものに限る。）の所在国
- ④ 再投資先企業の主要な事業資産等の所在国（株式約款第 2 条第 2 項に規定する特約により当該主要な事業資産等に係る損失をてん補する場合に限る。）
- (4) (3)に規定する再投資先企業の事業に係るプレミアム相当額の損失について、株式約款第 3 条第 4 項に規定する特約を付して保険契約を締結する場合にあっては、当該プレミアム相当額に係る部分については、(3)の元本に係る規定を準用する。
- (5) 株式約款第 2 条第 1 項第 5 号の事由による損失のみをてん補する場合であって、再投資先企業の事業に係る損失をてん補するときは、元本のうち当該再投資先企業の事業に係る持ち分の部分については投資先国と再投資先国のうちいずれか保険料率の高い国の国カテゴリーを、それ以外の部分については投資先国の国カテゴリーをそれぞれ適用することとし、配当金については、投資先国と再投資先国（複数ある場合は、そのうち最も保険料率の高い国）のうちいずれか保険料率の高い国の国カテゴリーを適用する。

注 1：(1)から(3)における「保険料率」とは、2. の割増が適用される場合にあっては別表第 5 の非常事由に係る基本保険料率（年率）について当該割増適用後の料率をいうものとし、それ以外の場合は別表第 5 の非常事由に係る基本保険料率（年率）をいうものとする。

注 2：主要な事業資産等とは、事業の遂行上重要な資産等をいい、再投資先企業への出資を通じて間接的に所有するものを含む。なお、株式約款第 2 条第 1 項第 4 号の事由にあっては「重要資産等」をいうものとする。

注 3：再投資先企業の事業に係る持ち分とは、再投資先企業の株式及び再投資先企業向け貸付金債権に係る被保険者の持ち分をいう。

- 5 不動産約款にあっては、別表第 5 の国カテゴリーは、被保険投資の目的たる不動産に関する権利等の所在する国の国カテゴリーとする。

[10] 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下 [10] において「貸付金約款」という。）又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下 [10] において「保証約款」という。）に係る保険料率

- 1 保険金額（貸付金約款にあっては海外事業資金貸付金債権等の元本に係るものに限る（以下Ⅲ [4] において同じ。）、保証約款にあっては保証債務に係る主たる債務のうち元本に係るものに限る（以下Ⅲ [4] において同じ。）。ただし、スワップ保険特約を付して保険契約を締結する場合にあってはスワップ解約コストに係る保証債務の額に付保率を乗じて得た額をいう。）当たりの基本保険料率は次のとおりとする。

$$\text{非常事由に係る基本保険料率(\%)} = (a \times X + b) \times c \times d$$

$$\text{信用事由に係る基本保険料率(\%)} = (a \times X + b)$$

- (1) 係数 a 及び b は、下表のとおりとする。

① 非常事由に係る場合

国カテゴリー	a	b	c
A	0.083	0.144	1.24
B	0.120	0.207	1.17
C	0.153	0.265	1.13
D	0.192	0.331	1.10
E	0.225	0.390	1.09

国カテゴリー	a	b	c
F	0.259	0.449	1.08
G	0.425	0.735	1.05
H	0.473	0.819	1.04

② 信用事由に係る場合

(i) 貸付金約款に基づく保険契約であって、海外事業資金貸付を行った国の政府（財政当局に限る。）又は中央銀行（以下(1)において「政府等」という。）が発行する無条件かつ取り消すことができない償還保証がない海外事業資金貸付（政府等に直接貸し付けるもの又は政府等の債券の購入を除く。）に係るもの場合は、危険の程度に応じて下表の案件格付1から案件格付8までの係数とし、その他の場合は、案件格付1の係数とする。

(ii) 保証約款に基づく保険契約にあつては、危険の程度に応じて下表の案件格付1から案件格付8までの係数とする。

案件格付1		案件格付2		案件格付3		案件格付4		案件格付5		案件格付6		案件格付7		案件格付8	
a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b
0.020	0.034	0.119	0.204	0.158	0.272	0.198	0.340	0.277	0.476	0.356	0.612	0.791	1.360	1.977	3.400

(2) 上記(1)の規定にかかわらず、資源エネルギー案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00014）に規定する資源エネルギー総合保険特約を付して保険契約を締結する場合の係数a及びbは、下表のとおりとし、信用事由に係る場合にあつては危険の程度に応じて下表の案件格付1から案件格付8までの係数とする。ただし、2に規定する国カテゴリーがAの場合にあつては非常事由に係る場合の係数a及びbは上記(1)①の係数とする。

非常事由 に係る 場合	信用事由に係る場合																	
	案件格付1		案件格付2		案件格付3		案件格付4		案件格付5		案件格付6		案件格付7		案件格付8			
	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b		
	0.099	0.170	0.020	0.034	0.059	0.102	0.119	0.204	0.198	0.340	0.277	0.476	0.356	0.612	0.791	1.360	1.977	3.400

(3) Xは、基本保険料率適用期間年数とし、次の式により算出する。

基本保険料率適用期間年数 = 貸出の期間 + 償還の期間

注1：貸出とは、次の各号に該当する場合にあつては、各号に規定するものをいう。（以下(3)において同じ。）

- 海外事業資金貸付金債権等が公債、社債その他これらに準ずる債券の場合にあつては、購入
- 保証債務に係る借入金等が借入金の場合にあつては、主たる債務者による借入（ただし、4の場合を除く。以下3において同じ。）
- 保証債務に係る借入金等が公債、社債その他これらに準ずる債券の場合にあつては、主たる債務者による発行
- スワップ保険特約を付して保険契約を締結する場合にあつては、保険契約締結又は保証責任の開始のいずれか遅い方

注2：償還とは、保証約款に係る場合にあつては、借入金等の償還をいう。（以下(3)において同じ。）ただし、スワップ保険特約を付して保険契約を締結する場合にあつては、同特約に定める保険責任の終了をいう。

- ① 貸出の期間は、次の式により算出する。ただし、WADが0.5未満となる場合はWADを貸出の期間とし、貸出の回数が1の場合は貸出の期間を0とする。

$$\text{貸出の期間} = (\text{WAD} - 0.25) \div 0.5$$

WADとは、Weighted Average Life of The Disbursement Periodのことをいい、次の式により算出する。

$$\text{WAD} = \frac{\sum_{i=1}^n (\text{Ri})}{\text{Tdn}} \times \text{Tyn}$$

n	貸出の回数
Ri	第i回目の貸出（第i回目の貸出の元本×Tdi÷貸出の元本の総額）
Tdi	第i回の貸出の日から起算して起算点までの日数
Tdn	第1回の貸出の日から起算して起算点までの日数
Tyn	第1回の貸出の日から起算して起算点までの年数

注1：WADの計算の各過程（WAD、Ri及びTynを除く。）において生じた数値は、小数点以下第11位を四捨五入し、第10位までを有効とする。

注2：WAD及びTynは、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までを有効とする。

注3：起算点は、上記I(10)の規定にかかわらず、最終の貸出の実行日とする。（以下②において同じ。）

注4：Tynは、翌年の第1回の貸出の日の応答日の前日までを1年として年換算し、端数の日数については、起算点の後の最初の第1回の貸出の日の応答日の前日までの日数で年換算した数値とする。

注5：Riは小数点以下第7位を四捨五入し、第6位までを有効とする。

- ② 償還の期間は、次の式により算出する。ただし、WARが0.5未満となる場合はWARを償還の期間とする。

$$\text{償還の期間} = (\text{WAR} - 0.25) \div 0.5$$

WARとは、Weighted Average Life of The Repayment Periodのことをいい、次の式により算出する。

$$\text{WAR} = \frac{\sum_{i=1}^n (\text{Ri})}{\text{Tdn}} \times \text{Tyn}$$

n	償還の回数
Ri	第i回目の償還（第i回目の償還の元本×Tdi÷償還の元本の総額）
Tdi	起算点から第i回目の償還の期限までの日数
Tdn	起算点から最終の償還の期限までの日数
Tyn	起算点から最終の償還の期限までの年数

注1：WARの計算の各過程（WAR、Ri及びTynを除く。）において生じた数値は、小数点以下第11位を四捨五入し、第10位までを有効とする。

注2：WAR及びTynは、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までを有効とする。

注3：Tynは、翌年の起算点の応答日までを1年として年換算し、端数の日数については、最終の償還の期限の後の最初の起算点の応答日までの日数で年換算した数値とする。

注4：R iは小数点以下第7位を四捨五入し、第6位までを有効とする。

- (4) cは、プロジェクト・ファイナンス案件であり、かつ、海外事業資金貸付の相手方又は保証債務に係る主たる債務者（以下、[10]において「債務者」という。）が生み出す生産物を買取る者等（以下(4)において「オフテイカー等」という。）の債務者に対する買取代金等の支払いについてオフテイカー等が所在する国の政府の保証が付されている場合であって、当該政府の保証が履行されなかったときに、信用事由としてではなく、貸付金約款第3条第9号又は保証約款第3条第1号りの事由としててん補する場合は、上記(1)の表のとおりとし、その他の場合は、1.0とする。
- (5) dは、次のとおりとする。

① 次に掲げるいずれかの外国法人がアセアン諸国又は日本政府との間で経済連携協定を締結した国若しくは当該協定の締結に向けた取組を行っている国において発行する現地通貨建て債券に係る債務を保証する場合（次に掲げる本邦法人又は本邦人が被保険者となる場合を除く。）であって、保証約款第3条第1号イ若しくはハに規定する事由により保証債務を履行したことにより受ける損失又は同号りに規定する事由であって当該債券の発行を行った国から送金が行われないことにより、当該債券の償還が期限までに行われないことによって保証を履行したことにより受ける損失をてん補しない場合は、0.25とする。

(i) 本邦法人又は本邦人が、当該外国法人の議決権のある株式等の2分の1を超えて保有している外国法人

(ii) 本邦法人の役員若しくは職員又は本邦人が、当該外国法人の役員総数（役員会において議決権を有する者に限る。以下同じ。）の2分の1を超える役員数を占めている外国法人

(iii) 本邦法人又は本邦人が、当該外国法人の議決権のある株式等の4分の1を超え2分の1以下を保有している場合で、次のいずれかの条件に該当している外国法人

(イ) 当該外国法人の筆頭株主であること。

(ロ) 本邦法人の役員若しくは職員又は本邦人が、当該外国法人の役員総数の4分の1を超える役員数を占めていること。

(iv) 上記(i)から(iii)までに掲げるもののほか、本邦法人又は本邦人が、当該外国法人の経営を実質的に支配していると日本貿易保険が認めた外国法人

② 本邦法人（被保険者となる場合を除く。）が、本邦外において事業を行う本邦法人の連結の範囲に含まれる子会社又はこれに準ずるとして日本貿易保険が認めた本邦法人の子会社の貸付金等（貸付金約款において規定する「貸付金等」をいう。）又は借入金等（保証約款において規定する「借入金等」をいう。）の償還に対する保証を行う場合は、0.25とする。

③ その他の場合は、1.0とする。

- (6) 上記の規定にかかわらず、劣後ローン案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00015）に規定する劣後ローン特約（以下 [10]において「劣後ローン特約」という。）を付して保険契約を締結する場合の基本保険料率は、保険年度ごとの平均残高に付保率を乗じて得た額当たりに次のとおりとし、年払い方式とする。

注1 保険年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、第1回の資金貸付を行った日又は保険契約を締結した日のいずれか遅い日（以下「第1保険年度の開始日」という。）の属する年度においては、第1保険年度の開始日から3月31日までとし、最終の償還の日（保証債務の負担の場合においては、

最終の償還の日又は保証債務の終期のいずれか早い日。以下同じ。)の属する年度においては、4月1日から当該最終の償還の日までとする。

注 2 平均残高は、1年間における毎日の元本の残高の合計額（貸付金等のすべてを対象とする保険契約については、1年間における毎日の元本の残高及び利子の残高の合計額）を当該1年間の日数で除して得た額をいう。

① 非常事由に係る基本保険料率は、保険年度ごとに次のとおりとする。

(i) 資金貸付のうち元本のみを対象とする保険契約（以下「非償還型」という。）については下表のとおりとする。

国カテゴリー	A	B	C	D	E	F	G	H
基本保険料率	0.174 %	0.217 %	0.259 %	0.301 %	0.364 %	0.421 %	0.475 %	0.617 %

(ii) 資金貸付のうち元本及び利子を対象とする保険契約については、下表のとおりとする。

国カテゴリー	A	B	C	D	E	F	G	H
基本保険料率	0.202 %	0.251 %	0.288 %	0.343 %	0.412 %	0.580 %	0.659 %	0.847 %

(iii) 劣後ローン特約第一章及び第二章の各第1条第5号に定めるてん補事由をてん補対象としない保険契約（非償還型に限る。）については、下表のとおりとする。

国カテゴリー	A	B	C	D	E	F	G	H
基本保険料率	0.122 %	0.152 %	0.181 %	0.211 %	0.255 %	0.295 %	0.333 %	0.432 %

② 信用事由に係る基本保険料率は、危険の程度に応じて保険年度ごとに下表のとおりとする。ただし、海外事業資金貸付を行った国等及び事業を行った国等の政府等による特定の政策変更の結果として発生した損失についててん補する旨の特約（以下本号において「合法的政策変更リスク特約」という。）を付して保険契約を締結する場合は0.85%を加算したものとし、信用事由のうち、合法的政策変更リスク特約に係る損失のみをてん補する場合は、信用事由に係る基本保険料率は、保険年度ごとに0.85%とする。

| 案件格付 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| 0.330% | 0.440% | 0.550% | 0.770% | 0.990% | 2.200% | 5.500% | 8.800% |

(7) 上記の規定にかかわらず、貸付金約款第2条第2号ハに該当し、日本貿易保険の認めた本邦の銀行による支払保証がある場合における保険契約を締結する場合の基本保険料率は、以下のとおりとする。

① 非常事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。

$$\text{基本保険料率(\%)} = (a \times X + b) \times \text{非常付保率} \times 3.2$$

② 信用事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。

$$\text{基本保険料率(\%)} = (a \times X + b) \times \text{信用付保率} \times 3.2$$

③ 係数 a 及び b は、下表のとおりとする。

	a	b
非常事由	0.000049	0.003
信用事由	0.000328	0.000

④ Xは、貸付の日から償還の期限までの期間の日数（当該日数が30日未満の場合にあっては30日）とする。

2 上記1に規定する係数表における国カテゴリー

(1) 債務者の所在する国の国カテゴリーとし、当該債務者の所在する国と事業が行われる国が異なるときであって、当該債務者が当該事業を行う目的のために設立されたSPC等である場合は、いずれか係数の大きい国の国カテゴリーとする。

(2) 上記(1)の規定にかかわらず、債務者の債務について保証（保証約款において被保険者が行う保証債務の負担を除く。）を行う者がいる場合は、当該保証を行う者の所在する国の国カテゴリーとする。

(3) 上記(1)、(2)にかかわらず、劣後ローン特約を付して保険契約を締結する場合の国カテゴリーは、海外事業資金貸付を行った国（保証債務に係る保険契約を締結する場合にあっては、債務者の所在する国）の国カテゴリーとし、海外事業資金貸付を行った国（保証債務に係る保険契約を締結する場合にあっては、債務者の所在する国）、事業を行った国又は重要資産等の存在する国が異なるときは、これらのうちいずれか係数の大きい国の国カテゴリーとする。ただし、海外事業資金貸付を行った国、事業を行った国又は重要資産等の存在する国と当該貸付金等の償還に対する保証を行った国が異なるときには、当該保証国の国カテゴリーとする。

3 割増は、次のとおりとする。次の(1)、(3)又は(4)のいずれかに該当する場合にあっては、上記1で算出した基本保険料率（次の(2)が適用される場合にあっては、(2)において計算された率）に、次の(1)、(3)又は(4)に規定する割増係数のうち該当するものすべてを乗じて得た率を保険料率とする。

(1) 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険外貨建対応方式特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00063）、海外事業資金貸付（保証債務）保険外貨建対応方式特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00064）又は劣後ローン案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00015）に規定する劣後ローン特約（海外事業資金貸付）に係る外貨建対応方式特約を付して保険契約を締結する場合（貸付金等又は保証債務が別表第6(2)に掲げる外貨（アメリカ合衆国ドル又はユーロを除く。）で償還される場合に限るものとし、上記1(5)において0.25が適用される場合及び上記1(7)に該当する場合は除く。）の割増係数は1.10とする。

(2) 海外事業資金貸付の相手方等又は被保険者が外国政府等と当該海外事業資金貸付の相手方等が行う事業その他海外事業資金貸付に関して権利・義務関係を規定する契約を締結する場合に、当該海外事業資金貸付の相手方が重要資産等を外国政府等による当該契約の不履行若しくはこれに反する行為によって侵害されたこととして、てん補の対象とする場合の割増保険料率は、上記1の基本保険料率に0.2%を加えた率とする。

(3) 海外事業資金貸付保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00054）第12条第2項に基づき、海外事業資金貸付に係る保険料を2回に分割して納付する場合の割増係数は、次の式により算出した数値（小数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを有効とする。）とする。ただし、1といずれか大きい方とする。

$$0.5 + 0.5 \times (1 + R)^n$$

(i) Rは、決済が行われる通貨に適用される保険契約締結日における市中貸出基

準金利 (Commercial Interest Reference Rate) とする。

(ii) nは、保険契約締結日から第2回目保険料支払日までの期間が1年以内の場合は1とし、当該期間が1年を超える場合は1に1年を超える期間の1年又はその端数ごとに1を加える。

(4) 上記1(6)に該当する保険契約において、海外事業資金貸付金債権等若しくは借入金等に係る債権に質権若しくは譲渡担保が設定される場合、別に付した特約において重要資産等を含めた株式若しくは貸付金債権に質権若しくは譲渡担保が設定される場合又は別に付した特約においててん補対象を含めた海外事業資金貸付の相手方若しくは保証債務に係る主たる債務者の事業に係る再投資先企業の株式若しくは当該再投資先企業に対する貸付金債権に質権若しくは譲渡担保が設定される場合の割増係数は1.10とする。ただし、保険金請求時までには質権若しくは譲渡担保権を消滅させることを条件とする場合又は当該質権の質権者若しくは譲渡担保権の譲渡担保権者を被保険者とする貿易代金貸付保険若しくは海外事業資金貸付保険が締結されており、当該被保険者による貸付等がプロジェクトに係る貸付等全体において一定以上の割合を占める場合を除く。

4 上記の規定にかかわらず、海外現地法人等による貨物の販売若しくは賃貸又は技術若しくは労務の提供に係る取引の支援のため、当該取引の相手方に対して行う融資等について保険契約を締結する場合の保険料率は、[2]4及び5の規定を適用し、商品係数は1.0とする。

Ⅲ その他

[1] 保険料の額の計算上生ずる端数の取扱い

保険料の額及び返還保険料の額の計算において、1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。ただし、保険契約について特約の締結がなされている場合においては、当該特約に定める算定方法による。

[2] 内容変更等に係る取扱い

内容変更等通知時又は承認時に納付すべき保険料の額は、変更後の内容を基礎として上記Ⅱの規定により算定した保険料の額が当該変更前の内容を基礎として上記Ⅱの規定により算定した保険料の額（輸出手形保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00007）に係る保険契約にあっては、当該変更前に納付されている保険料の額）を超えるときは、その差額とする。

[3] 徴収保険料

上記Ⅱの規定にかかわらず、次の場合には、次の保険料等を徴収する。

1 保険契約締結時の最低保険料

(1) 貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001）に係る個別保険の保険契約にあっては、上記Ⅱ [1] の規定により算出された額が、10,000円に満たない場合の保険料の額は、10,000円とする。

(2) 限度額設定型貿易保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00004）、中小企業・農林水産業輸出代金保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00005）又は輸出手形保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00007）に係る保険契約にあっては、それぞれ上記Ⅱ [3]、[4]又は[6]の規定により算出された額が3,000円に満たない場合の保険料の額は、3,000円とする。

2 保険の申込み等の遅滞及び脱漏に係る保険料

- (1) 貿易一般保険包括保険特約書(上記Ⅰ(13)から(16)までに規定するものをいう。以下(2)において同じ。)及び輸出保証保険包括保険特約書において特約締結者(設備財等特約書又は消費財特約書にあっては、輸出者等。以下(2)において同じ。)の故意若しくは過失により保険の申込み又は輸出契約等の重大な内容変更等の通知を著しく遅滞若しくは脱漏したとき(日本貿易保険の調査、保険事故の発生等により判明したものに限り。)の当該案件に係る保険料の額は、この規程に基づき算出する保険料の額の2倍に相当する額とする。
- (2) 日本貿易保険は、貿易一般保険包括保険特約書及び輸出保証保険包括保険特約書において特約締結者の故意若しくは重大な過失により保険の申込み又は輸出契約等の重大な内容変更等の通知を著しく遅滞若しくは脱漏したとき(上記(1)に該当するものを除く。)は、当該特約締結者に係る保険契約について、期間を定めてこの規程に基づく保険料の額の2倍の範囲内において日本貿易保険が定めた数値(1を超える数値に限る。)を乗じて得た額を当該保険契約の保険料の額とすることができる。
- (3) 日本貿易保険は、簡易通知型包括保険において保険契約者の故意若しくは重大な過失により船積確定通知又は輸出契約等の重大な内容変更等の通知を通知期限から1月を超えて遅滞若しくは脱漏したときは、当該保険契約者に係る保険契約について、期間を定めてこの規程に基づく保険料の額の2倍の範囲内において日本貿易保険が定めた数値(1を超える数値に限る。)を乗じて得た額を当該保険契約の保険料の額とすることができる。

3 延滞金の請求

日本貿易保険は、保険契約者が日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険の指定する額の保険料の全額を納付しなかったときは、保険料及び当該保険料について日本貿易保険が指定する日の翌日から保険契約者の納付すべき保険料が納付される日までの日数に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を請求することができる。

[4] 返還保険料

保険料は、各約款及び各特約書の規定に従い返還する。ただし、返還すべき保険料が精算の場合又は日本貿易保険の責めに帰する事由により保険料の過納が行われた場合を除き、次の1若しくは2に該当する場合又は3に規定する額は返還しない。

- 1 貿易一般保険(消費財特約書に係る保険契約を除く。)、貿易代金貸付保険及び海外事業資金貸付保険にあっては、返還すべき保険料の額が100,000円未満の場合
- 2 貿易一般保険(消費財特約書に係る保険契約に限る。)、限度額設定型貿易保険、中小企業・農林水産業輸出代金保険、輸出手形保険、輸出保証保険、前払輸入保険及び海外投資保険にあっては、返還すべき保険料の額が30,000円未満の場合
- 3 海外事業資金貸付保険(上記Ⅱ[10]1に該当する保険契約(6)に該当するものを除く。)に限り、上記1に該当する場合を除く。)にあっては、次に掲げる額

- (1) 既収保険料の額(当該返還すべき事由に係る日本貿易保険への通知の直前の保険契約において確定した保険料の額をいう。以下(2)において同じ。)が次の式により算出した額(以下3において「算出額」という。)を超え、既収保険料の額から返還すべき保険料の額を控除した額が算出額未満となる場合

(保険契約締結日における非常事由に係る保険金額×非常事由に係るb) + (保険契約締結日における信用事由に係る保険金額×信用事由に係るb)

(注) 上記算式中のbは上記Ⅱ[10]1に規定するものをいう。

返還すべき保険料の額のうち、当該控除した額と算出額との差額に相当する額

- (2) 既収保険料の額が算出額以下の場合

返還すべき保険料の額

[5] 適用除外

各約款に規定する「重大な内容変更等」以外の変更について当該変更の通知が行われない場合は、当該変更に係る保険料の徴収又は返還は行わない。

[6] 訂正内容変更における差額保険料の徴収又は返還

設備財等特約書、消費財特約書又は企業総合特約書に係る保険契約の訂正内容変更における保険料は、訂正前の保険料の額と訂正後の保険料の額との差額が1,000円未満の場合は、当該差額の徴収又は返還は行わない。

[7] コミットメント・フィー（約定料）

日本貿易保険は、貿易代金貸付保険の保険契約締結に際して、OECD輸出信用アレンジメント民間航空機セクター了解に基づき、保険契約の締結を求める者又は輸出者に対して、コミットメント・フィー（約定料）の支払を求めることができる。

[8] 外部機関を利用して調査・検討を行う場合の費用負担

日本貿易保険が、貿易保険の保険契約の締結に際して、外部の機関を利用して環境配慮その他の調査・検討を行う場合、当該保険契約の締結を求める者に対して、当該調査・検討に要する費用の負担を求めることができる。

[9] 日本貿易保険の職員等がプロジェクトの関係者等と協議・検討を行う場合の費用負担

プロジェクト・ファイナンス案件又はコーポレート・ファイナンス案件（政府（財政当局に限る。）又は中央銀行が発行する無条件かつ取り消すことができない償還保証がないものに限る。）に係る保険契約締結の内諾を申請する者の要請に応じて、日本貿易保険の職員又は日本貿易保険が委託する弁護士その他の者が外国において、事業内容及びファイナンス・スキーム等についてプロジェクトの関係者等と協議・検討を行う場合、日本貿易保険は当該内諾を申請する者に対して、当該協議・検討に要する交通費、宿泊費、通信費、旅行雑費及び弁護士報酬等の費用の負担を求めることができる。

[10] 端数の取扱い

保険料率（基本保険料率を含む。）は、特に定める場合を除き、小数点以下第4位を四捨五入し第3位までを有効とする。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から実施する。
2. II [1] 5 及び II [2] 4（II [10] 4 に基づき II [2] 4 の規定が適用される場合を含む。）は、OECD輸出信用アレンジメントにおいて定めるところに従い、日本貿易保険が認めた場合、貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2日 04 - 制度 - 00034）における平成23年4月1日から平成23年8月31日までのII [1] 5 及び II [2] 4 の規定を適用することができる。

別表第 1

企業総合特約書に基づく信用事由に係る係数 c（小数点以下第 4 位を四捨五入し、小数点以下第 3 位までを有効とする。）は、次に規定する信用事由に係る損害率に関する割増・割引係数（以下「保険成績調整係数」という。）とする。

保険成績調整係数は、企業総合特約書の締結時又は更新時に、企業総合特約書の締結者ごと又は企業総合特約書附帯別表第 1 に定める部門ごとに、次のとおりとし、当該特約書の適用される期間中適用する。

- (1) 企業総合特約書の更新前に適用された保険成績調整係数を「基礎調整係数」とし、企業総合特約書更新時に次の(2)に従って算出した損害率に該当する次の表の右欄に掲げる保険成績調整係数を「暫定調整係数(企業総合特約書更新時に当該係数の算定根拠となる保険金支払額、期末未払保険金、期首未払保険金、回収金及び既収した保険料の額の全てについて実績がない場合は1.00とする。)」として、基礎調整係数と暫定調整係数がかい離している場合は、次の表において基礎調整係数を暫定調整係数の方向に①又は②に規定する段階分移動した段階の右欄の係数を保険成績調整係数とする。ただし、企業総合特約書の締結時（(3)に該当する場合を除く。）においては1.00とする。

- ① 基礎調整係数と暫定調整係数のかい離が次の表において 3 段階以下の場合には、1 段階
 ② 基礎調整係数と暫定調整係数のかい離が次の表において 4 段階以上の場合には、2 段階

損害率	保険成績調整係数	損害率	保険成績調整係数
20%未満	0.70	103%以上110%未満	1.06
20%以上 40%未満	0.76	110%以上120%未満	1.12
40%以上 60%未満	0.82	120%以上140%未満	1.24
60%以上 80%未満	0.88	140%以上160%未満	1.36
80%以上 98%未満	0.94	160%以上180%未満	1.48
98%以上103%未満	1.00	180%以上200%未満	1.60
		200%以上	1.60以上

- (2) 損害率は、企業総合特約書に基づいて締結された保険契約の船後危険の信用事由により受ける損失に係るものを対象とし、次の算式により算定する。（小数点以下第 3 位を四捨五入）

$$\text{損害率(\%)} = \frac{\text{保険金支払額} + \text{期末未払保険金} - \text{期首未払保険金} - \text{回収金}}{\Sigma (\text{既収した保険料の額} \div \text{保険成績調整係数})} \times 100$$

- ① 保険金支払額は、企業総合特約書更新時の直近 2 年間（以下「対象期間」という。）に支払われた保険金の額の合計とする。
 ② 期首未払保険金及び期末未払保険金は、それぞれ対象期間の期首又は期末において、保険金請求に係る保険金が未払となっている額とする。
 ③ 回収金は、対象期間の回収金納付通知書に基づく納付額とする。
 ④ 保険成績調整係数は、徴収した保険料を算出した際に適用されていた当該係数とする。
- (3) 新たに企業総合特約書を締結する者（以下「新規締結者」という。）が、締結する日の属する年度（以下「締結年度」という。）の前年度まで 3 年以上継続して設備財等特約書の対象者であった場合にあつては、新規締結者が締結年度の前年度を含み 5 年前の 4 月 1 日から締結

(平成 29 年 4 月 1 日施行予定)

年度の前年度末までに設備財等特約書に基づいて締結した保険契約は短期総合保険特約書又は企業総合特約書に基づいて締結されたものとみなして、上記(1)及び(2)の更新時に係る規定を適用する。

別表第2

限度額設定型貿易保険

(保険金支払限度額当たりの保険料率)

保険契約締結日における輸出契約等の相手方の格付	国カテゴリー別保険料率(年率)						
	A	B	C	D	E	F	G
GS格、GA格、GE格、SA格 又はEE格	0.674%	1.085%	1.668%	2.180%	2.795%	3.147%	4.538%
EA格	1.168%	1.580%	2.163%	2.676%	3.291%	3.642%	5.033%
EM格又はEF格	3.110%	3.523%	4.106%	4.619%	5.234%	5.586%	6.978%

注1 国カテゴリーは、輸出契約等の相手方が所在する国の国カテゴリーとする。

注2 限度額設定型貿易保険運用規程(平成29年4月1日 17-制度-00047)第3条第2項に定める保険金支払限度額を増額した場合には、上記表中に定める保険契約締結日を保険金支払限度額を増額を行った日と読み替える。

別表第3

簡易通知型包括保険約款(平成29年4月1日 17-制度-00006。以下、本表において「簡易包括約款」という。)に基づく信用事由に係る係数cは、次に規定する損害率に関する割増・割引係数(以下「保険成績調整係数」という。)とする。

保険成績調整係数は、簡易通知型包括保険契約の締結時又は更改時に、簡易通知型包括保険契約の契約者ごと又は簡易通知型包括保険証券に定める部門ごとに、次のとおりとし、当該保険年度の期間中適用する。

(1) 簡易通知型包括保険契約の更改前に適用された保険成績調整係数を「基礎調整係数」とし、簡易通知型包括保険契約更改時に次の(2)に従って算出した損害率に該当する次の表の右欄に掲げる保険成績調整係数を「暫定調整係数(簡易通知型包括保険契約更改時に当該係数の算定根拠となる保険金支払額、期末未払保険金、期首未払保険金、回収金及び既収した保険料の額の全てについて実績がない場合は1.00とする。)」として、基礎調整係数と暫定調整係数がかい離している場合は、次の表において基礎調整係数を暫定調整係数の方向に①又は②に規定する段階分移動した段階の右欄の係数を保険成績調整係数とする。ただし、簡易通知型包括保険契約の締結時(③に該当する場合を除く。)においては1.00とする。

- ① 基礎調整係数と暫定調整係数のかい離が次の表において3段階以下の場合には、1段階
 ② 基礎調整係数と暫定調整係数のかい離が次の表において4段階以上の場合には、2段階

損害率	保険成績調整係数	損害率	保険成績調整係数
20%未満	0.70	103%以上110%未満	1.06
20%以上 40%未満	0.76	110%以上120%未満	1.12
40%以上 60%未満	0.82	120%以上140%未満	1.24
60%以上 80%未満	0.88	140%以上160%未満	1.36
80%以上 98%未満	0.94	160%以上180%未満	1.48
98%以上103%未満	1.00	180%以上200%未満	1.60
		200%以上	1.60以上

(2) 損害率は、簡易包括約款に基づいて成立した保険関係の船後危険の信用事由により受ける損失に係るものを対象とし、次の算式により算定する。(小数点以下第3位を四捨五入)

$$\text{損害率(\%)} = \frac{\text{保険金支払額} + \text{期末未払保険金} - \text{期首未払保険金} - \text{回収金}}{\Sigma (\text{既収した保険料の額} \div \text{保険成績調整係数})} \times 100$$

- ① 保険金支払額は、簡易通知型包括保険契約更改時の直近2年間(以下「対象期間」という。)に支払われた保険金の額の合計とする。
 ② 期首未払保険金及び期末未払保険金は、それぞれ対象期間の期首又は期末において、保険金請求に係る保険金が未払となっている額とする。
 ③ 回収金は、対象期間の回収金納付通知書に基づく納付額とする。
 ④ 保険成績調整係数は、徴収した保険料を算出した際に適用されていた当該係数とする。
- (3) 新たに簡易通知型包括保険契約を締結する者(以下「新規締結者」という。)が、締結する日の属する年度(以下「締結年度」という。)の前年度まで3年以上継続して設備財等特約

(平成 29 年 4 月 1 日施行予定)

書又は企業総合特約書の対象者であった場合にあつては、新規締結者が締結年度の前年度を含み 5 年前の 4 月 1 日から締結年度の前年度末までに設備財等特約書又は企業総合特約書に基づいて締結した保険契約は簡易包括約款に基づいて成立した保険関係とみなして、上記(1)及び(2)の更改時に係る規定を適用する。

別表第 4

輸出手形保険

(保険金額当たりの保険料率)

手形の買取日から起算して 手形の満期日までの期間	非常事由に係 る場合	信用事由に係る場合	
		一覧後定期払の荷為替 手形のうち引受があっ たときに付属貨物を引 き渡すもの (以下「D/A手形」 という。)	支払があったとき に付属貨物を引き 渡すもの (以下「D/P手 形」という。)
10日以内のもの	0.220%	0.244%	D/A手形料率に 0.132を乗じて得 た料率
10日を超え 20日以内のもの	0.241%	0.268%	
20日を超え 30日以内のもの	0.262%	0.292%	
30日を超え 40日以内のもの	0.292%	0.324%	
40日を超え 50日以内のもの	0.322%	0.356%	
50日を超え 60日以内のもの	0.352%	0.388%	
60日を超え 90日以内のもの	0.443%	0.488%	
90日を超え120日以内のもの	0.533%	0.588%	
120日を超え150日以内のもの	0.623%	0.688%	
150日を超え180日以内のもの	0.713%	0.788%	
180日を超え210日以内のもの	1.220%	1.348%	
210日を超え240日以内のもの	1.727%	1.908%	
240日を超え270日以内のもの	2.234%	2.468%	
270日を超え300日以内のもの	2.742%	3.028%	
300日を超え330日以内のもの	3.249%	3.588%	
330日を超え360日以内のもの	3.756%	4.148%	
360日を超え390日以内のもの	4.032%	4.456%	
390日を超え420日以内のもの	4.302%	4.756%	
420日を超え450日以内のもの	4.572%	5.056%	
450日を超え480日以内のもの	4.843%	5.356%	
480日を超え510日以内のもの	5.113%	5.656%	
510日を超え540日以内のもの	5.383%	5.956%	
540日を超え570日以内のもの	5.654%	6.256%	
570日を超え600日以内のもの	5.924%	6.556%	
600日を超え630日以内のもの	6.194%	6.856%	
630日を超え660日以内のもの	6.464%	7.156%	
660日を超え690日以内のもの	6.735%	7.456%	
690日を超え720日以内のもの	7.005%	7.756%	

ただし、

- ① D/A手形及びD/P手形に係る保険料率は、それぞれ一覧後満期までの期間に10日を加えた期間を「手形の買取日から起算して手形の満期までの期間」とした場合の保険料率とする。

(平成 29 年 4 月 1 日施行予定)

- ② 一覽払の荷為替手形に係る保険料率は、「手形の買取日から起算して手形の満期までの期間」が20日の場合の「非常事由に係る場合」及び「信用事由に係る場合」のD/P手形の保険料率とする。
- ③ ILC付きD/A手形の場合の「信用事由に係る場合」の保険料率は、D/P手形の保険料率とする。

別表第 5

海外投資保険

非常事由に係る基本保険料率（年率）は、次のとおりとする。

（保険金額当たりの基本保険料率）

てん補事由 タイプ	てん補 対象範囲	国カテゴリー							
		A	B	C	D	E	F	G	H
フルカバー 型	非償還型	0.174%	0.217%	0.259%	0.301%	0.364%	0.421%	0.475%	0.617%
	混合型	0.202%	0.251%	0.288%	0.343%	0.412%	0.580%	0.659%	0.847%
	償還型	0.252%	0.294%	0.349%	0.420%	0.504%	0.580%	0.659%	0.848%
2 事由 てん補型	非償還型	0.122%	0.152%	0.181%	0.211%	0.255%	0.295%	0.333%	0.432%
	混合型	0.141%	0.176%	0.202%	0.240%	0.288%	0.406%	0.461%	0.593%
	償還型	0.176%	0.206%	0.244%	0.294%	0.353%	0.406%	0.461%	0.594%
1 事由 てん補型	非償還型	0.113%	0.141%	0.168%	0.196%	0.237%	0.274%	0.309%	0.401%
	混合型	0.131%	0.163%	0.187%	0.223%	0.268%	0.377%	0.428%	0.551%
	償還型	0.164%	0.191%	0.227%	0.273%	0.328%	0.377%	0.428%	0.551%

注 1 フルカバー型とは、次に掲げるてん補事由に係る保険契約をいう。

- (1) 株式約款第 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げるてん補事由
- (2) 不動産約款第 2 条第 1 号から第 4 号までに掲げるてん補事由

注 2 2 事由てん補型とは、次に掲げるてん補事由に係る保険契約をいう。

- (1) 株式約款第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げるてん補事由
- (2) 不動産約款第 2 条第 1 号から第 3 号までに掲げるてん補事由
- (3) 株式約款第 2 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 5 号に掲げるてん補事由
- (4) 不動産約款第 2 条第 2 号から第 4 号までに掲げるてん補事由
- (5) 株式約款第 2 条第 1 項第 1 号、第 4 号及び第 5 号に掲げるてん補事由
- (6) 不動産約款第 2 条第 1 号及び第 4 号に掲げるてん補事由

注 3 1 事由てん補型とは、次に掲げるてん補事由に係る保険契約をいう。

- (1) 株式約款第 2 条第 1 項第 5 号に掲げるてん補事由
- (2) 不動産約款第 2 条第 4 号に掲げるてん補事由
- (3) 株式約款第 2 条第 1 項第 1 号及び第 4 号に掲げるてん補事由
- (4) 不動産約款第 2 条第 1 号に掲げるてん補事由
- (5) 株式約款第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げるてん補事由
- (6) 不動産約款第 2 条第 2 号及び第 3 号に掲げるてん補事由

注 4 非償還型とは、株式約款のうち元本のみを対象とする保険契約又は不動産約款による保険契約をいう。

注 5 混合型とは、株式約款のうち元本及び配当金を対象とする保険契約をいう。

注 6 償還型とは、株式約款のうち配当金のみを対象とする保険契約をいう。

別表第6

次の(1)に記載する特約書で対象となる外貨については次の(2)のとおりとする。

(1) 対象となる特約書

- ① 貿易一般保険（外貨建対応方式）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00059）
（ただし、2年以上案件に限る。）
- ② 貿易代金貸付（貸付金債権等）保険外貨建対応方式特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00060）（ただし、2年以上案件に限る。）
- ③ 貿易代金貸付（保証債務）保険外貨建対応方式特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00061）（ただし、2年以上案件に限る。）
- ④ 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険外貨建対応方式特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00063）
- ⑤ 海外事業資金貸付（保証債務）保険外貨建対応方式特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00064）
- ⑥ 劣後ローン案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00015）に規定する劣後ローン特約（海外事業資金貸付）に係る外貨建対応方式特約

(2) 外貨建対応方式の対象となる外貨

国・地域名	名称	文字コード
アメリカ合衆国	ドル	USD
英国	ポンド	GBP
カナダ	ドル	CAD
オーストラリア	ドル	AUD
中華人民共和国	人民元	CNY
ニュージーランド	ドル	NZD
香港	ドル	HKD
シンガポール	ドル	SGD
インド	ルピー	INR
インドネシア	ルピア	IDR
マレーシア	リングgit	MYR
フィリピン	ペソ	PHP
大韓民国	ウォン	KRW
台湾	新台湾ドル	TWD
タイ	バーツ	THB
ベトナム	ドン	VND
ロシア	ルーブル	RUB
バーレーン	ディナール	BHD
ブラジル	レアル	BRL
南アフリカ	ランド	ZAR
	ユーロ	EUR